

石川工業高等専門学校

目 次

I	認証評価結果	2-(8)-3
II	基準ごとの評価	2-(8)-4
	基準1 高等専門学校の目的	2-(8)-4
	基準2 教育組織（実施体制）	2-(8)-7
	基準3 教員及び教育支援者等	2-(8)-11
	基準4 学生の受入	2-(8)-15
	基準5 教育内容及び方法	2-(8)-19
	基準6 教育の成果	2-(8)-28
	基準7 学生支援等	2-(8)-32
	基準8 施設・設備	2-(8)-38
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(8)-40
	基準10 財務	2-(8)-45
	基準11 管理運営	2-(8)-47
<参 考>		2-(8)-51
	i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-53
	ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-54
	iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）	2-(8)-56
	iv 自己評価書等	2-(8)-62

I 認証評価結果

石川工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 専攻科課程1年次「創造工学演習Ⅰ」及び2年次「創造工学演習Ⅱ」では、分野背景の異なる学生によるチームで意見を交わすことにより、発想の転換を図らせるなど、創造性の育成を試みている取組は、特色ある取組である。
- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も製造業や建設業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系の学部や研究科となっている。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 高等専門学校の目的

- 1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、教育研究活動を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであること。また、学科及び専攻科ごとの目的が明確に定められていること。
- 1-2 目的が、学校の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第 115 条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

当校では以下のとおり学校の目的を「石川工業高等専門学校は、教育基本法にのっとり、学校教育法及び独立行政法人国立高等専門学校機構法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。」と定め、学則第 1 条に掲げている。また、平成 18 年には教育理念・教育目標を見直し、教育目標を養成すべき人材像に改めるとともに、新たに学習目標を策定している。また、教育理念を踏まえて、各学生が卒業までに身に付けるべき資質として、準学士課程の学習目標、専攻科課程の学習目標を定めており、国際的な視野や地域社会への関心、社会や環境への配慮に対応することなど、教育目標のより一層の個性化、明確化を図っている。これらは、石川工業高等専門学校の教育理念、教育・運営方針並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める規程として制定され、学則に明記されている。

当校の目的、教育理念等は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定されている。学校教育法第 115 条には、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」とあり、学科及び専攻科ごとの目的も、これに準じ同規程において定めている。

当校の教育理念及び学習目標は以下のとおりである。

教育理念

1. 豊かな教養と誠実な人間性を育む教育
2. 創造的な能力と意欲を育む教育
3. 高度な科学技術に対応できる実践力を育む教育
4. 地域社会への関心と国際的な視野を育む教育

準学士課程 学習目標

1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。
2. 意欲的・実践的に、ものづくりや課題の解決に最後まで取り組むことができる。

3. 幅広い視点から自らの立場を理解し、社会や環境に配慮できる。
4. 自分の考えを正しく表現し、公正に意見を交換することができる。

専攻科課程 学習目標

- A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り、たゆまず努力することができる。
- B. 問題を発見・提起し、修得した技術に関する知識や理論によって解析し、解決までできる。
- C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる。
- D. 実践的な体験をとおして、地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる。
- E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ、論理的な記述・発表ができる。

これらのことから、目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであり、また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められていると判断する。

1-2-① 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

校内全体に向けては、当校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、準学士課程及び専攻科課程の学習目標は、当校のウェブサイトに掲載しているほか、当校の学校要覧、教員手帳、教員マニュアルに掲載し、目的の周知を図っている。

教職員採用時の初任者研修では教員マニュアルにより、目的の周知を図っている。

また、技術職員、事務職員を含む全教職員に携帯用の教育理念・目標カードを配布し、目的の周知を図っている。

当校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、準学士課程及び専攻科課程の学習目標は、当校の学生便覧に掲載し、準学士課程及び専攻科課程の学習目標は、シラバスに掲載し、全教員及び全学生に配布し、目的の周知を図っている。

さらに、準学士課程の4つの学習目標及び専攻科課程の5つの学習目標は簡潔かつわかりやすく要約し、各クラスや校内各所に掲示され、周知が図られている。

またシラバスにはどの学習目標を身に付けさせるかを記載し、最初の授業でこれを担当教員から学生に説明している。

目的に関する教職員の周知度をみるため、学習目標周知状況調査アンケートを行っており、教職員へはほぼ周知されていることを把握している。

学生には毎年学習目標周知度及び到達度調査を実施し、到達状況を振り返る自己評価を行わせ、教員はその点検・評価並びに学生へのアドバイスを実施しており、学校の構成員が教育の目的を振り返る機会を設けている。学習目標の周知度調査においては、準学士課程で、やや低い学年はあるものの、学生の周知はなされているという結果が出ている。

これらのことから、目的が、学校の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

当校の教育の目的等は、ウェブサイトに記載することによって、社会に公表している。また、学校要覧にも当校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、準学士課程及び専攻科課程の学習目標を記載し、配布することによって広く社会に対して公表されている。また、学生募集要項にも掲載され、将

石川工業高等専門学校

来の学生を含めた社会一般に公表されている。その他にも、学習目標の達成に関する調査によって進路先の企業や大学等へ公表されている。

これらのことから、目的が、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育組織（実施体制）

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織）が、教育の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校は機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、環境都市工学科、建築学科の5学科で構成されており、学科及び入学定員は学則によって定められている。また各学科の概要は学校要覧に記載されている。さらに、各学科にはそれぞれの学習目標が定められている。

当校には準学士課程の学習目標と各学科には学科の学習目標が定められており、これらは学校教育法にある「深く専門の学芸を教授し」「職業に必要な能力の育成」について、各学科の特性に応じて具体的に定めたものであり、当校の学習目標と各学科の学習目標との対応が図られている。各学科の学習目標は、以下のとおりである。

機械工学科

材料、エネルギー、計測制御、生産加工などの知識と技術を習得し、広い分野における「ものづくり」に応用することができる。

電気工学科

エネルギー、エレクトロニクス、制御、通信、コンピュータなどの知識と技術を習得し、「ものづくり」や課題の解決に応用できる。

電子情報工学科

情報・電子・通信などの基礎知識と技術を習得し、システム設計・開発を行うことができる。

環境都市工学科

くらしを支える施設の整備、防災、環境保全に関する知識を習得し、より良い都市づくりを目的とした課題に対処することができる。

建築学科

建築を取りまく文化や技術の基礎知識を習得し、住生活から地域・都市環境にわたる建築への様々な課題の解決に応用できる。

これらのことから、学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 専攻科を設置している場合には、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校専攻科は電子機械工学専攻と環境建設工学専攻の2つの専攻からなり、それぞれの専攻に学習目標が定められており、当校の学習目標との対応が図られている。専攻ごとの学習目標は以下のとおりである。

電子機械工学専攻

機械、電気、電子、情報などの専門分野に関する高度な技術と専門以外の幅広い知識を修得し、修得した技術を活用することができる。

環境建設工学専攻

快適な生活空間を設計する居住計画、都市計画などの専門分野に関する生活・住環境に優しい技術と専門以外の幅広い知識を修得し、修得した技術を活用することができる。

各専攻とも、その学習目標を達成するために、授業、実験・実習、特別研究など全ての教育活動を展開している。また、全ての科目はシラバスにより具体的な教育方針・内容等を公開し、個々の授業では専攻科課程全体の学習目標のうちいずれかを実現するための教育が行われている。

これらのことから、専攻科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当校に設置されている全学的なセンターとしては、情報処理センター及びトライアル研究センター（地域共同テクノセンター）がある。

情報処理センターは、当校における情報処理教育及び電子計算機システムの利用を円滑にするとともに、教育、研究及び事務等に関する情報処理の高度化を図ることを目的として設置されている。

学術研究や講義、実験実習、卒業研究、公開講座等に学生・教職員を問わず幅広く利用されている。情報処理センターは、教育理念にある「高度な科学技術に対応できる実践力」を達成するための、情報処理教育の場として機能しており、近年に至っては、e-learning システムも導入している。

トライアル研究センターは、総合技術開発能力のある学生の育成に寄与し、産学連携及び地域連携の中核として、高度な科学技術の教育・研究の推進を目的に、全学的な施設として運営され、専攻科課程1年次「創造工学演習Ⅰ」のほか、卒業研究、特別研究に利用されている。

これらのことから、各センターが、教育の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。

教育課程を企画調整する体制としては、学校全体の企画運営を立案する組織として校長が総括する総合企画会議があり、ここにおいて教育課程の見直しを提起し、運営会議がこれを審議、決定している。

これを受けて、教務委員会は、準学士課程及び専攻科課程の教育課程の編成、実施について審議している。また、同委員会では、時間割の編成、実施や授業科目の履修及び単位の認定に関することなども審議している。

教務委員会で作成された準学士課程の教育課程について方針及び具体的な提案は、各学科会議において審議し、専攻科課程の教育課程について方針及び具体的な提案は、専攻ごとに専攻主任を中心に専攻科担当教員で審議し、その結果を専攻主任が専攻科長と協議している。これら審議結果を受けて教務委員会は調整を行い、総合企画会議に提案し了承を経た後に、運営会議の議を経て決定・実行されている。

将来構想計画委員会は、必要に応じて点検評価部会等を招集し、学校の構想計画について審議・検討を行っており、一般的な方針などの基本的な審議・決定は、将来構想計画委員会からの提案、総合企画会議における方針案等の策定、運営会議における決定、教員会議（又は学科会議）における通達という手順で行われている。なお、これらの委員会及び会議は、原則として毎月定例で開催されている。

これらのことから、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われていると判断する。

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。

当校における一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携に関する活動は、教員間ネットワーク委員会を中心に行われている。

平成25年度にはこの委員会の上位委員会である教務委員会との合同主催の下で、数学科教員と専門学科教員との連絡会が行われ科目間の連携や調整等について議論され、「基礎となる数学の理解度を高めるための教育方法」として数学補講が実施されている。

各専門学科の教員が準学士課程1、2年次の数学担当教員と相談の上、授業でできなかった問題等の演習を実施し、その際、問題の作成や指定は数学科で行い、説明方法、開講方法（特別講義等を利用）について数学科教員及び専門学科教員で相談の上、分担して行っている。なお、専門学科の担当教員については、特別講義の時間に授業がある場合は難しいため、時間割を考慮の上、各学科にて決定している。

また、数学以外の物理学・化学についても同様に、専門科目との関連図を作成し、低学年のうちから学生に周知させた上で教育している。

さらに、この委員会の主催のもとで、専門科目担当教員間で科目間の連携や調整等について議論されている。専攻科の専門科目担当者は、先修条件として挙げた科目（準学士課程4年次以上）に対して、専門科目担当者自身が内容確認を行っている。また、内容確認のエビデンス資料として残す確認表は学科別とし、確認作業の働きかけを各学科ネットワーク委員に委ねている。

これらのことから、一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われていると判断する。

2-2-③ 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

学生に対する教育について、学級運営等は石川工業高等専門学校教員組織規程に定められ、学年主任・学級担任が当たっている。選択科目の指導、単位未修得者への指導など、学級担任の役割は教員マニュアル第4.2項に明記されており、これをもとに学生を指導し、円滑な教育活動の支援を図っている。

学生課のうち、特に教務係、学生係、寮務係は、上記の担任業務に関連して、教員と連携し、学級担任の様々な教育活動を支援している。また、FD研修会においても学級担任への支援に関する研修を行っている。

また、教員の申請に基づき、教材開発経費、特別教育研究経費、実習教育経費などの財政支援を行うことにより、教員の教育研究活動を支援している。

これらのことから、教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者等

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われ、その結果を教員組織の見直し等に反映させていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

当校で教育する一般科目については、教育目標等を達成するために配置した授業科目の内容に適合する専門性を持つ一般教育科の教員を配置しており、その数は専任教員24人、非常勤教員26人であり、専任教員の数は、高等専門学校設置基準を満たしている。

また、修士以上の学歴を持つ専任教員の割合が9割以上となっている。

一般教育科の教員は、学校が定めた学習目標を達成するために配置された授業科目を担当している。また、実践的技術者の育成を目指して、専門科目の基礎知識を習得させる教育の充実を図るため、数学、英語、物理、化学に重点を置いて教員を配置している。さらに、当校の教育目標に挙げた、「幅広い視野を持ち、国際社会や地球環境を理解できる技術者」を育成するため、英語科に教員6人を配置し、2人の海外大学出身者教員等を含め、国際社会に通用する英会話能力の修得を図るなど、教育目標を効果的に達成し得る教員配置を行っている。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-② 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

当校専門学科では、教育目標等を達成するために配置した授業科目の内容に適合する専門性を持つ専門科目担当の教員を配置しており、その数は専任教員52人、非常勤教員18人であり、専任教員の数並びに教授及び准教授の数は、高等専門学校設置基準を満たしている。準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力である「1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。」に対して、深い専門知識を教授するにふさわしい教員として、修士又は博士の学位を取得した教員を中心に配置している。

また、応用実践力の育成のため、企業・大学等経験のある教員を各学科に複数人配置している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-③ 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

当校専攻科には専攻科課程の学習目標が設定され、それらを達成するため一般科目、専門共通科目、専門展開科目を置き、それらの科目の内容に適合する専門性を持つ担当教員を配置している。専攻科課程の

修了時に身に付けるべき学力や資質・能力である「C 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる技術者を育成する」を達成するために、海外大学出身者を専任教員の教授として1人配置している。

さらに、特別研究を指導するため、博士の学位と十分な研究実績を持つ教員を特別研究指導員として配置し、専攻科担当教員の9割近くが博士の学位を有している。

これらのことから、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されていると判断する。

3-1-④ 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。

当校の教員は、専門学科52人（機械工学科10人、電気工学科12人、電子情報工学科10人、環境都市工学科10人、建築学科10人）及び一般教育科24人の計76人で構成されている。学科の平均年齢は45歳から48歳と差異はなく、また、20歳台が少ないものの、30歳台から60歳台までの年齢構成はおおむね均衡あるものとなっている。また、女性教員の採用については、国立高等専門学校機構の男女共同参画行動計画に基づき、女性教員の割合の向上を図っており、性別構成では、女性の教員は全体の1割ほどとなっている。

教員の公募採用時には、年齢制限を設けていないが、教員の均衡ある年齢構成への配慮として、特例（雇用対策法施行規則第1条の3第1項第3号のイ適用により、長期勤続によるキャリア形成を図るため）として、必要に応じて教員募集項目に年齢基準を明記して年齢構成に配慮している。

当校着任以前に教育経歴及び実務経験のある教員数は、各学科で多少の差異はあるが、専門学科全体では5割を超えており、教育経歴及び実務経験を当校での実践的な教育に活かすこととしている。博士の学位取得専任教員は、全体では8割ほど、各専門学科合計では9割ほどとなっている。着任後学位取得のため、社会人ドクターコース制度を活用して博士の学位を取得させている。

当校では、教育・研究及びその他の活動の向上を図ることを目的として、校長裁量経費による教材開発、高専・両技科大間教員交流、在外研究員の派遣を実施している。特に、毎年多くの教材開発のテーマに対して、校長裁量経費の配分を積極的に行い、教育活動の向上を行っている。

また、顕著な業績を挙げた教員に対して、校長は、総合企画会議に諮り、優秀教員賞を決定し顕彰している。また特別業績賞については、校長から諮問を受けた特別業績賞候補者選考委員会の推薦を受けた教員について、総合企画会議に諮り、受賞対象者を決定し顕彰している。

これらのことから、学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

教員の教育活動を評価する組織として、校長及び副校長、主事等から構成される教育業績評価委員会が設置されている。常勤教員は、年度当初、教育業績評価のための業務申請配点表を提出し、年度末には活動実績報告書を教育業績評価委員会へ提出し、同委員会はこれを受けて教員の教育業績の評価を行うこととしている。毎年実施している教員顕彰の優秀教員賞及び特別業績賞の選出の基礎資料ともなっている。

また、授業力の向上について、FD委員会及び教員間ネットワーク委員会がこれを推進する体制がとられている。FD委員会及び教員間ネットワーク委員会は授業参観や教員同士の授業見学を実施し、教員は報告書を提出している。FD委員会は、非常勤教員を含む全教員の授業に対して、学生による授業評価ア

ンケートを各学期の年2回実施し、その結果を学科主任（又は教科主任）及び本人に報告し改善を促している。また教員研修会を開催し、各教員のスキルアップを図る機会を定期的に設けている。これを受けて各教員は授業方法改善に関する記録を毎年提出して、教育方法改善に取り組んでいる。

校長はこれらの状況を総合して、各教員の教育活動の評価を行い、人事配置等に活用するなどの取組を行っている。

これらのことから、全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、また、その結果把握された事項に対して、適切な取組がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

教員の採用や昇格については、石川工業高等専門学校教員選考規程等を定めており、教員選考諮問委員会で、教員の採用候補者の選考や、昇任の審査を行い、運用している。

教員の採用は、原則として一般公募によるものとしている。学科主任は当該学科の教授をメンバーとする会議によって公募教員の専門分野、経験、学位などを検討し、校長と人事案件を協議した後、教員選考諮問委員会で、選考方針、公募要領を決定し、当校ウェブサイト、国立高等専門学校機構ウェブサイト、研究者人材データベース、学会誌等で公募している。教員選考諮問委員会は一次選考（書類選考）を経て二次選考（面接）を行うが、ここでは公募分野における模擬授業を義務付けており、面接審査と併せて実施の後、採用者を決定している。

教員の昇格は、石川工業高等専門学校教員選考規程に基づき、教員選考諮問委員会が選考に当たっている。校長及び教員選考諮問委員会による書類選考が行われた後、面接が行われ昇格人事が決定されている。書類審査では、教育活動・研究活動・学会及び社会活動の実績等が評価され、高等専門学校設置基準に基づき、教員の昇格を決定している。

非常勤講師の採用に当たっては、石川工業高等専門学校非常勤講師の採用に関する要項を定めている。また、教員の再雇用に当たっては、石川工業高等専門学校教職員の再雇用に関する取扱要項を定めている。再雇用教員及び継続の非常勤教員については、過去の授業アンケート結果等を参考にして教育上の能力を確認している。

教員の教育能力は個人調書で評価される審査報告書、昇格に際しては所属学科の教授により、その教育能力を評価した上で推薦を行っている。採用に際しては模擬授業を課し、面接によって最終的な判断を行っている。

これらのことから、教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-3-1① 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

事務部については、総務課と学生課の2課で事務職員計26人を配置している。教育課程の展開に直接的に関係するのは、学生課の教務係、図書・情報係の事務職員及び技術職員15人である。学生課教務係の事務分掌は事務分掌細則に明文化されており、シラバス作成、成績管理、履修管理、インターンシップ管理等を担当している。図書・情報係には、司書又は専門的知識を有する職員を配置し、学習・研究に必要な図書の購入と管理、文献検索の便宜を図るなどの支援を行っている。

技術職員は、学生の演習・実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を担当する。技術職員は、3つのグループに分け、専門性（機械系、電気・電子情報系、建設・環境・物質系）を考慮した人員配置を行っている。平成15年度からは、技術職員の活動を技術職員活動報告集としてまとめている。

石川工業高等専門学校

これらのことから、学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 毎年多くの教材開発のテーマに対して、校長裁量経費の配分を積極的に行い、教育活動の向上を図っている点は優れている。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者の選抜が、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-1① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

当校においては、推薦及び学力による準学士課程入学者選抜、4年次編入学者選抜、推薦及び学力による専攻科課程入学者選抜、社会人特別選抜による専攻科課程入学者選抜を行っており、それぞれに対応した入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を以下のとおり定めている。

準学士課程のアドミッション・ポリシー**1. 石川高専に適する人は**

高専は、たくさんの人と協力してものづくりができる人の育成を目指しています。

次のような人に向いているといえるでしょう。

1. ものづくりに興味があり、与えられた課題などに積極的に取り組む人
2. 社会のルールを守り、向上心を持って学校生活を過ごす人
3. 将来、技術者として社会の発展に貢献したいと考えている人

2. 5つの学科が求める人は

石川高専には5つの学科があります。それぞれの学科では、次のような人を求めています。

自分にあった学科を選んでください。

【機械工学科】

1. ものづくりが好きで、創造力豊かな技術者になりたい人
2. 自動車・飛行機・ロボットなどの機械やシステムに興味がある人
3. 機械の仕事を通して、エネルギー・環境・福祉などの分野で社会に貢献したい人

【電気工学科】

1. ロボット・コンピュータなどのしくみに興味がある人
2. エネルギー・通信・ITなどの生活を支える技術に関心がある人
3. 最先端技術に関心があり、社会の発展に貢献したい人

【電子情報工学科】

石川工業高等専門学校

1. コンピュータの原理やプログラミング開発などに興味がある人
2. 情報・電子・通信の融合技術を身につけたい人
3. 情報化社会に貢献したい人

【環境都市工学科】

1. 道路・橋・空港・上下水道などの都市づくりに興味がある人
2. 都市づくりを通じて地域社会に貢献したい人
3. くらしと自然を守る都市づくりに熱意がもてる人

【建築学科】

1. 建築の材料や構造、環境やデザインに興味がある人
2. 建築を作る過程（設計・施工・管理）に興味がある人
3. 建築を通じて生活環境づくりに貢献したい人

3. 石川高専に入学するには

石川高専の入学者選抜試験には推薦選抜と学力選抜があります。

石川高専に入学するには次のことが必要とされています。

1. 中学校で学んだことを身につけている人
2. 特に、数学・理科の基礎学力がある人
3. いろいろな問題に出会ったとき、自分で答えを探そうとする人

編入学のアドミッションポリシー

1. 高等学校において学んだ工学の基礎を身につけている人
2. 向上心を持ち、より高い目標に向けて努力する人
3. 自主性と協調性を持ち、自分の行動に責任を持てる人

専攻科課程のアドミッションポリシー

1. 高等専門学校の卒業学科において工学の基礎を修得した人
2. 幅広い分野の工学知識について学習する意欲のある人
3. 国際的に通用する技術者として、社会貢献する意欲のある人

特に準学士課程の求める学生像として、「石川高専に適する人は」「5つの学科が求める人は」を定め、当校の入学者選抜の基本方針として「石川高専に入学するには」を明確に定めている。また、編入学及び専攻科課程においては、入学者選抜の基本方針を含めた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が定められている。なお、専攻科課程では社会人選抜において高等専門学校卒業に類する資格を定め、高等専門学校以外からも受け入れている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は教員会議等において教職員への周知を図っている。また全教職員に配布する教育理念・教育目標カードに記載している。平成26年3月に認知度を確認する教職員アンケートを実施したところ、認知されているとの結果を得ている。

中学校訪問で配布するリーフレットにより将来の学生（受験生）を含めた関係者に周知を図っている。学校要覧及びウェブサイトに入学者の選抜方針を明記し、社会に公表している。また募集要項に明記してそれを各方面に配布して周知を行っている。

さらに、中学校訪問、中学校教員との懇談会、体験入学、学校説明会、中学生向け公開講座などで上記資料を配布し周知を図っている。

これらのことから、教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針が明確に定められ、学校の教職員に周知されており、また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

準学士課程の入学者選抜の基本方針は、「石川高専に入学するには」に明記されており、その内容と入学者選抜の評価方法は対応している。

推薦による選抜試験は適性検査（数学）と面接で行われている。適性検査（数学）では各学科で学ぶための基本を確認し、面接では志望動機や目的意識の確認を行い、適性の高い入学者の選抜に努めている。選考は、中学校長からの推薦書・調査書及び適性検査・面接の結果を総合して行われている。

学力による選抜試験は、理科、英語、数学、国語について筆記試験を行い、選考は学力検査の成績及び調査書を総合して行われている。

入学者選抜試験の合格内定者については、入学意志の確認を行うことによって、入学を強く希望する学生を選抜している。

入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている。

編入学試験は学力試験と面接試験によって行われている。学力試験は英語、数学、及び専門科目の試験を行い、「高等学校で学んだ基礎」の習得度を評価し、面接試験では選択学科の志望動機や学習意欲の確認を通して「向上心・自主性・協調性」等を評価している。編入学試験は実施要領に従い適切に行われている。入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている。

専攻科課程入学者の選抜については、推薦による選抜、学力による選抜及び社会人特別選抜を行っている。

推薦による選抜に関しては、出身校校長・学長の推薦を受けた者を対象とし、面接試験や調査書、推薦書、及びTOEICのスコアを勘案して選抜している。調査書等を通して「工学の基礎」の修得を確認し、面接での志望動機についての質問などを通して入学後の「学習と社会貢献に対する意欲」を評価している。

学力による選抜に関しては、英語についてはTOEICを判定材料とし、数学及び専門科目の試験により「工学の基礎を修得」の度合いを評価している。面接で志望動機や学習意欲を確認して選抜に当たっている。

社会人選抜に関しては、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に対応させて、業務経験等の概要又は専門科目に関する内容の面接、及び学校長から提出された調査書、TOEICのスコアを総合判定して選抜している。

入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されていると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当校では平成24年度まで入試広報・分析委員会が入試に関する調査・分析を行っていたが、平成25年度から、入試に関する調査・分析の結果をより適切かつ迅速に入学者の選抜に反映するよう調査・分析活動は入学試験委員会で行うこととし、入試広報・分析委員会は学生募集のための広報活動を任務とする入試広報委員会に組織改編し、役割を区分している。現在入学試験委員会が入学者選抜に関して様々な調査・分析を行い入試方法の改善を行っており、入試広報委員会は志願者が入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な進路選択をできるよう広報活動を行っている。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生が入学していることについて、学生の進級率、及び学科ごとの学生の就職企業先を用いて検証を行っている。学生の進級率はどの学年学科とも90%以上となっている。また学生の就職企業先は多くが製造業となっている。

平成25年度入学者選抜より、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の「特に数学・理科の学力がある」点を検証し、「口頭試問は受験生に不安が多く、筆記試験の方が志願しやすい」などの検討結果を受けて、理数系の基礎学力を確認するため、推薦による選抜において「適性検査（数学）」を導入している。これにより、調査書と相まって、受験者の適性がより選抜結果に反映されやすくなっている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当校における平成22～26年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均の状況からみて、準学士課程について、入学者数が入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

専攻科課程の電子機械工学専攻及び環境建設工学専攻については、入学者数が入学定員を超える状況になっているものの、教育等に支障の生じないように教員の確保や施設・設備面への配慮がなされている。

これらのことから、実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないと判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 豊かな人間性の涵養に関する取組が適切に行われていること。
- 5-4 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-7 教養教育や研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<準学士課程>

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

準学士課程においては、当校の学習目標に照らして、全体の授業科目数及び単位数が配置されている。また、学習目標ごとの学年別配当科目数については、学年進行ごとに学習目標2に関する科目数を増やして配置している。

各学科における学習目標ごとの単位数の配当については、専門科目の必修科目単位数は全ての学科で82単位であり、選択科目最低取得単位数は全ての学科で6単位としている。全体に占める選択科目の割合はわずかであり、卒業時に修得すべき学習目標は必修科目だけで修得することができるようになっている。また、選択科目の学習目標はごく一部を除いて1及び2の2つになっており、選択の仕方によって達成目標に差が出ることはなく、卒業認定をもって学習目標の達成と認めることとしている。

当校では平成24年度までは1単位時間50分としていたが、平成25年度より1単位時間50分、2単位時間90分の運用を行っている。その場合も授業内容は平成24年度までと変わりなく教育の質を保証している。

半期1単位の科目は15週以上確保し、かつ1年間の授業は定期試験等を含めて35週にわたって実施している。

準学士課程及び専攻科課程において教育課程の体系性は、授業科目系統図に示されており、各科目が教育目標を達成するうえで体系的に編成されている。さらに個々の科目の学習目標はシラバスにも記載されている。

実際の授業の内容は、シラバスの各科目の学習・教育目標及び週ごとの授業スケジュールによって、学習の目標に照らして適切なものであることが示されている。また、定期試験問題は当該科目のシラバスに

記載された「学生の到達目標」を確認できるような問題とするよう留意している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生のニーズに対応した教育課程編成への配慮として、通常の正規授業時間を実施しても、なお学生の反応から内容の修得が不十分と考えられる科目においては、その補充教育を適切に行うことができるよう、授業時間割に特別講義枠を設けている。特に数学は専門学科が数学科と協力して補講演習を進めている。

また資格試験等当校の正規の教育課程に含まれない科目の履修と単位取得のための規則を整備している。

学術の発展の動向への配慮として、近年のバイオテクノロジーの進展に対応できる人材育成の面から新たに「生命の科学」1単位を4年次の必修科目として新設している。さらに国際化に伴う英語教育の必要性並びに高度な数学の知識が要求されていることから、新しい教育課程では英語と数学の配当単位の増加を図っている。また、専門分野に関しては、機械工学科で5年次に「産業法規」「環境マネジメント概論」などの科目を新たに配置している。

社会からの要請等への配慮として、職場に対する知識を持った学生の養成という社会からの要請に配慮し、従来から4年次の夏休みに学外実習(インターンシップ)制度を設け、各学科主任による事前・事後指導のほか、学生による実習報告書及び日誌の作成などを義務付けており、単位取得のための規則を整備している。また、文部科学省の各種学生支援事業にも積極的に応募し、地域社会の要請に応える多くのプロジェクトが採択されている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学習目標に対応させて演習科目が配置され、必要に応じて実験・実習科目が配置されている。

それぞれの科目では、シラバスに記載された科目の目標に従って学習指導法の工夫がなされている。機械工学科1年次「基礎数学B」、電気工学科2年次「解析学Ⅰ」、電子情報工学科及び環境都市工学科3年次「解析学Ⅱ」、電気工学科4年次「電気電子工学実験Ⅰ」、建築学科2年次「建築設計Ⅱ」、同学科3年次「建築設計Ⅲ」、同学科4年次「建築設計Ⅳ」では、PBL型の授業により学習目標2の達成を図っている。また、電気工学科4年次「電気電子工学実験Ⅰ」、環境都市工学科5年次「防災工学」では、対話・討論型授業によって学習目標4の達成を図っている。

平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」に採択された「学習達成度試験による専門教育の質の保証」の成果を活かし、電子情報工学科4年次「システム設計演習」を実施し、専門達成度試験を行っている。

また、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「基礎科目を重視した創造教育プログラム」の成果を活かし、電気工学科1年次「電気工学基礎Ⅰ」、2年次「回路基礎」など、低学年でのin situ 実験をはじめとし、全学科でin situ 教育(座学で学ぶ法則や定理を定着させるために、同じ時刻、同じ場所で実験等を行い、仮想体験ではなく実体験を通

して理解することを目的とする教育)を実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

当校ではシラバスは電子化されており、学生に配布する冊子に加えてウェブサイトでも公開し、外部からの閲覧も可能である。

またシラバスは、シラバス原稿作成要領に沿って統一した観点で作成されている。具体的には、学習目標のキーワードを含んで記載した「授業目標」「学習・教育目標」「キーワード」「年間スケジュール」、定期試験で確認する「学生の到達目標」「評価方法」等各欄から構成されている。

また、1単位の履修時間が、授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目(以下「学修単位科目」という。)については「事前・事後学習」欄に事前学修、事後展開を記載するとともに、授業外学修について記載し事前事後学習の必要性を説明することを教員に要請してきていたが、平成26年度からは準学士課程の科目は全て履修単位となったことから、該当する科目はない状況にある。

新学期当初、当該学年で履修する全科目が掲載されたシラバスが配布され、各科目においてはシラバスの内容を最初の授業で説明することになっている。このシラバス活用方法に関する説明は、教員間で統一した対応がなされている。

一方、学生自身にはシラバスに書かれた学習内容を「学生の到達目標」として身に付けることを求めている。また全教員及び全学生に対してシラバス活用状況アンケートを実施している。その結果、常勤教員、非常勤教員とも9割程度活用しており、学生に対して「教員からシラバスについての説明があった科目の割合」を聞いた結果もそれを裏付けている。

学生の活用状況は1～3年次は、2割台とやや低い活用度であるが、4年次では4割近くの学生が活用している結果となっている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

当該観点に関連して準学士課程の学習目標では、「2.課題解決への姿勢」を定めており、これらの学習目標に沿って様々な創造性を育む教育方法の工夫がなされている。また平成17年度から学生が主体となって企画から製作まで行う「石川高専オンリーワンプロジェクト」と呼ばれる学生支援プログラムを実施し、学生の創造性を育み、実践力の育成を図る取組を課外活動の一環として行っている。具体的には、学科横断的な学生グループからプロジェクト企画案を募り、審査を経て採択された企画に対して支援を行っている。

学外実習(インターンシップ)の活用状況としては、4年次の希望者に対して学外実習(当校では専攻科課程1年次生に対しては長期インターンシップを実施しており、準学士課程4年次に実施している同様の教育活動を学外実習と呼び区別している)を実施しており、担任もこれに積極的に参加するよう指導している。最近の各学科における学外実習の参加学生数は9割以上に上っている。参加した学生には、報告書と実習日誌の提出を義務付けている。学外実習は、学生にとって進路決定、専門科目の必要性の再認識、社会常識(規範)の確認などの教育効果を生み出している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫が図られており、また、インターンシップの活用が図られていると判断する。

5-3-① 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。

豊かな人間性の涵養についての考え方については、学習目標3がそれに関連しているとして、当校では一般教育、教育課程に組み込まれた教育活動における学生と教職員との触れ合いのほか、1年次から3年次まで行われる特別教育活動、見学会や研修旅行、球技大会や学校祭などの学生会活動、クラブ活動などの課外活動において、豊かな人間性の涵養を図っている。

当校の一般教育は主に一般教育科が担っている。一般教育科は、心身ともに豊かな技術者を養成するため、4年次「日本文学」、4年次「哲学と科学」、1年次「美術」などの各学科共通の一般科目の授業を担当し、さらに特別教育活動においても、その役割を担っている。

1～3年次に対しては週1回の50分の特別活動を時間割に組み入れており、学級担任は学級運営上の活動を記録している。また各年次では定期的に特別講演会が企画されている。特別活動に実施時間を合計すると高等専門学校設置基準で定められている90単位時間以上になっている。特別活動のシラバスに沿って日常的な生活上の注意や連絡を行っている。

平成25年度に登録されているクラブ活動の団体は、運動部16、文化部10、同好会2である。豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮し、顧問は部の規模や活動状況（大会や練習試合の頻度）に応じて1～3人が配置されている。特に運動部ではその多くに2人以上の顧問が配置されている。

課外活動を通じて学生は協調性を高めるなど、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮している。

これらのことから、教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されており、また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されていると判断する。

5-4-① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

試験の実施方法、成績評価・単位認定に関わる規程は、学生便覧に記載されている。成績評価方法はシラバスに定期試験や課題レポート等の配分を明記している。試験結果については、各定期試験後に必ず試験答案の返却と解説を実施し、各学期最終日に試験結果についての学生からの異議申立ての機会を設けている。進級・卒業の認定に関しては、石川工業高等専門学校学業成績評価及び進級・卒業認定に関する規程を定めており、同規程第14条では、3科目以内の未修得科目を有する者も進級可能であるが、同規程5条に定める単位追認試験期間に実施される単位追認試験に合格しなければならない旨を規定している。単位追認試験の成績評価は合否で判定され、追認結果及び追認方法については、各科目担当教員が教務主事へ報告している。また成績評価は、合格となった場合、準学士課程1年次から3年次までの科目については50点、4、5年次及び専攻科課程1、2年次の科目については60点で評価している。

成績評価表並びに進級・卒業については、学生便覧の学習心得の中の「成績評価について」及び「進級・卒業について」の節で記載されている。新入生に対しては入学式翌日に行われる新入生オリエンテーションの中で教務関係として説明している。またクラス担任は各年次当初にシラバスを配布するとともに、学生に対して必要な規定の説明を行っている。さらに各教科の担当教員は、最初の授業において当該科目の

評価方法等について説明し、成績評価方法の学生への周知を図っている。平成26年1月に実施した4年次生に対するアンケート調査では、進級・卒業基準等について、学生が知っているとの結果を得ている。

複数年度に渡って、同一の試験問題が出されている授業科目が見られるものの、各教員は規程とシラバスに明示した評価方法に沿って成績を付け、単位の認定を行っている。進級及び卒業の認定は、全教員が出席する進級判定会議及び卒業判定会議において審議されている。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定がおおむね適切に実施されていると判断する。

<専攻科課程>

5-5-① 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。

専攻科課程での授業カリキュラムは、両専攻共通の一般科目及び専門共通科目と、各専攻で異なる専門展開科目より構成され、学生の到達目標として、A～Eの5つの学習目標を定めている。

専攻科課程の授業カリキュラムでは、学習目標、各基盤学科に関連する学士申請領域及び基盤学科の準学士課程との連携を考慮している。

これらのことから、教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっていると判断する。

5-5-② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

各専攻では基盤学科が異なる学生のために選択科目を配置しており、修了要件としての必要修得科目数の配分は必修科目が18科目(51単位)、選択科目が11科目(22単位)という配分となっている。

なお、専攻科におけるA～Eの5つの学習目標に対しては、一般科目、専門共通科目、専門展開科目のそれぞれに1つ以上の必修科目を配置している。選択科目は、専門共通科目においては1科目(2単位)、専門展開科目においては5科目(10単位)が選択されることとなっており、それらは学生のニーズに応じて選択されるが、科目系統図において最後尾に位置し、全て学習目標Bに設定されており、選択度合いによつての学習目標の達成度には影響しないように配置されている。

専攻科におけるA～Eの5つの学習目標を達成すべく授業を配置し、これらの授業において、授業内容を学習目標に対応させていることがシラバスに明記されており、その内容は適切なものとなっている。なお、学位取得申請における分野別必要単位に対しても十分な科目数を確保している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっていると判断する。

5-5-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。

多様化する学生のニーズに配慮して、石川県内の大学等と「いしかわシティカレッジにおける単位互換等に関する包括協定」を締結し、単位を認定している。単位は外単位として設定されており、本来の学習

目標への到達を妨げないよう配慮している。

学術の発展の動向への配慮として、現代社会・地域社会、環境問題を理解し対応するために必修科目として2年次「環境技術」や1年次「技術者倫理」を専門共通科目として配置している。

社会からの要請への配慮として、専攻科課程では、国際性や、問題解決能力などの涵養を望む社会からの要請に配慮する必要があるとして、外国語によるコミュニケーション能力を養うための科目を一般科目に配置している。また、語学力の習得を確認するために総合英語力到達度試験に合格することを義務付けている。

専攻科課程の科目配置が地域企業などの要望を満たしているかどうか、また企業が採用した修了生がその目標を達成しているかどうかを把握するために、当校の修了生就職先企業へのアンケートを実施している。アンケートでは、当校の学習目標以外に望まれる学力、能力・資質についての意見等も尋ねた。アンケート結果からは、当校の学習目標の妥当性を認める企業がほとんどであり、また修了生の目標達成度も企業側から十分に評価されている。また多くの企業が、学習目標Bの大切さを上げていることから、当校の授業内容も1年次「特別研究Ⅰ」、2年次「特別研究Ⅱ」、1年次「創造工学演習Ⅰ」、2年次「創造工学演習Ⅱ」において実際的な課題を通してそれらの能力向上に努めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-6-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

一般科目では、プレゼンテーション能力を高めるため、語学において演習科目を多くしている。専門科目では、基盤学科の専門分野を考慮して、選択科目を多く配置し、全体において演習系科目に比べて講義系の科目が多くなっている。全単位数に対する割合は、講義系科目4割、演習系科目3割ほど、実験・実習系科目3割ほどの割合となっている。特別研究や創造工学演習、インターンシップに重点をおいて配置しているため、実験・実習科目の単位数の割合が多くなっている。

専攻科課程1年次の英語科目では、英字新聞から、見出し・記事を教材として利用し、学生が記事内容を解説することなどで、語彙力・論理的思考力・発言能力の強化を図るなど教材を工夫している。また、2年次「創造工学演習Ⅱ」ではPBL、少人数授業、対話・討論型授業の工夫をしている。

語学系の演習科目では、TOEICを利用した教育を行うとともに、発表や討議を取り入れてプレゼンテーション能力の向上を図っている。

これらのことから、教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-6-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されているか。

シラバスの記載内容は、当該年度の授業進行や学生の学習状況から担当教員ごとに細部の内容が検討され、毎年度更新して記載内容の充実を図っている。

シラバスには「事前事後学習など」を記入する欄を設けており、シラバス作成時に具体的に記載するようになっている。

科目担当教員は学期初めの授業において担当科目の授業目標と授業計画とをシラバスに基づいてガイダンスすることが義務付けられており、学生が授業の目的を把握するとともに事前学習を行うための指針と

している。

学生のシラバスの活用状況については、アンケート調査を行った結果、ほとんどの科目でシラバスの説明が行われている。また、学生は必要に応じてシラバスを試験前の学習などに活用しているとの結果が出ている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示等、内容が適切に整備され、活用されていると判断する。

5-6-③ 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。

創造性を育む教育については、基盤学科の枠を超えたチームプロジェクトとして、1年次「創造工学演習Ⅰ」及び2年次「創造工学演習Ⅱ」を設けている。これらの科目は総合技術者として問題を発見・提起し、解決できる基礎能力の育成と応用力を養うことを目的とし、テーマに基づき各自の自由な発想を持ち寄り、検討し、ものづくりの演習を行っている。分野や背景の異なる学生によるチームで議論を通して発想の転換を図らせるなど、創造性を育む教育方法の工夫が図られている。

インターンシップの活用状況については、実際の現場を体験する手段としてインターンシップを必修科目として重視し、3か月間の長期インターンシップを実施して実践力の育成を図っている。事前・事後指導を伴った10単位を設定している。成果発表には、担当企業だけでなく地域企業も参加し、発表とレポートを総合して成績評価を行っている。

海外でのインターンシップにも取り組んでおり、海外語学研修などを含む参加機会の紹介を専攻科生や専攻科課程進学を希望する学生に向けて公開している。

これらのことから、創造性を育む教育方法の工夫が図られており、また、インターンシップの活用が図られていると判断する。

5-7-① 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

一般科目において、主に国際的な視野とコミュニケーション能力を持つ技術者育成と、社会的課題に対処できる人材育成のための教育課程を組み、全ての科目を必修単位としている。外国語以外に2年次「日本文化論」「健康科学」を設け、専門によらない教養科目を設定している。また、専門科目として、1年次「技術者倫理」「線形代数」、2年次「環境技術」「工業デザイン」など、工学者としての教養に相当する科目を、専門共通科目として配置している。

総合的な学習成果である1年次「特別研究Ⅰ」及び2年次「特別研究Ⅱ」を必修科目として置き、学生の研究指導に当たっては、常時2人以上の教員が指導を行っている。指導教員は研究テーマを扱える専門分野の教員を配置し、実験方法の指導、シミュレーションの方法、分析方法、プレゼンテーション資料の作成・発表、報告書の作成方法など学生の研究段階に応じた指導が行われている。

1年次に特別研究中間発表会を設け、研究の進捗状況を把握するとともに出席者の意見を参考としてその後の研究の進展に役立てている。

研究指導における予算上の援助をするために、指導教員に対しては指導学生数に応じた研究費の配分を行うとともに、学校外での研究発表の際には学生に対して旅費の一部を補助している。

専攻科生は取り扱う機器の操作方法について、既に一通り習熟しているが、比較的大きな装置や精密機械等を扱う場合には技術職員による実験指導・補助が行われている。

特別研究のテーマの多くは準学士課程の卒業研究を発展させており、準学士課程での指導教員の専門領域におけるテーマが設定される。また学校外からの志望者は、募集要項に記載された近年の研究テーマの

例を参考にすることができ、専攻科課程入学願書提出の際に希望する研究テーマや内容を申請する。指導教員が教員交流や留学により不在となる場合もあり得るので、入学試験の面接時には、テーマ変更の可能性について確認をしている。特別研究の成果は、学校内外での研究発表が推奨されている。

これらのことから、教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われていると判断する。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

学則及び専攻科授業科目履修内規において授業方法、成績評価法、専攻科課程修了基準等が規定されている。

定められた規則は学生便覧に明記され、年度初めのガイダンスにおいて『専攻科履修の手引き』を配布し、成績評価方法及び単位認定、修了認定の基準、授業形態と1単位の学習時間数における注意等を詳細に説明している。各科目の成績評価方法は、全ての科目においてシラバスに示している。また、在学生アンケートなどで、学生への周知度や、科目担当教員からシラバスの説明が十分なされていることを確認している。

講義科目に関しては、試験終了後に試験返却や復習が行われており、その際に採点の間違いや評価に対する学生の異議申立ての機会が設けられている。

学修単位科目については、各授業時間内に行われる小テストやレポート内容によって学修時間を確認している。

また、石川工業高等専門学校学業成績評価及び進級・卒業認定に関する規程第4条に基づき、病気事故その他やむを得ない事由により、定期試験等を受験できなかった学生に対する追試験を行っている。定時の問題と同程度の問題を別に、作成するなどの工夫を行っており、成績は定期試験に準じて評価している。再試験は行っていない。

複数年に渡って同一の試験問題が出されている授業科目が見られるものの、各科目における成績評価は、シラバスに記載した成績評価方法に従っている。成績報告の際には、各教員の報告ミスがないように、教務係が成績の入力方法を毎回通知している。報告された成績は教務係での集計の後、全教員による年度末の卒業・修了判定会議において認定している。

これらのことから、成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されており、また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定がおおむね適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 準学士課程において、平成20年度文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に採択された「学習達成度試験による専門教育の質の保証」の成果を活かし、電子情報工学科4年次「システム設計演習」を実施し、専門達成度試験を行っている取組は特色ある取組である。
- 準学士課程において、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「基礎科目を重視した創造教育プログラム」の成果を活かし、電気工学科1年次「電気工学基礎I」、2年次「回路基礎」など低学年でのin situ実験をはじめとし、全学科でin situ教育を実施している取組は、特色ある取組である。

- 準学士課程において、学生が主体となって企画から製作まで行う「石川高専オンリーワンプロジェクト」を課外活動として実施し、学生の創造性を育み実践力の育成を図っている取組は、特色ある取組である。
- 専攻科課程1年次「創造工学演習Ⅰ」及び2年次「創造工学演習Ⅱ」では、分野背景の異なる学生によるチームで意見を交わすことにより、発想の転換を図らせるなど、創造性の育成を試みている取組は、特色ある取組である。
- 専攻科課程では、3か月間の長期インターンシップを必修科目として実施しており、実務経験を通じて、実践的技術者として必要な実践力の育成を図るなど長期インターンシップを有効に活用している。

【改善を要する点】

- 準学士課程、専攻科課程ともに、一部科目において、複数年度にわたって同一の試験問題が出題されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

準学士課程では、教育目的に沿って、学生が卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力を定め、それに対応させて授業科目を配置しており、必修科目を多く配置することで、必修科目の修得によって学習目標を達成するようにしている。これにより、卒業要件を確認することで、達成状況を把握・評価することとしている。

専攻科課程では、教育目的に沿って、学生が修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を明確に定め、それに対応させて授業科目を配置している。教務委員会において、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに達成要件（専攻科課程の修了要件である学習目標の達成）及び修了の認定に関する規定を定めることによりその達成状況の把握方法を明確にしている。これらに基づいて、学生が修了時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成する人物像等について、教務委員会において修了要件の確認を行い、次に修了判定会議において、その達成状況を把握・評価する取組を行っている。

これらのことから、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では卒業（修了）時に、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定した達成要件の達成状況により卒業（修了）認定を実施している。

準学士課程では、卒業判定会議において、卒業要件確認表により、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定された卒業要件を満たしているかについて確認したうえで、卒業認定を行っている。

専攻科課程では、教務委員会において修了要件の確認を行い、次に修了判定会議において、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定された修了要件を満たしているかについて確認したうえで、修了認定を行っている。

準学士課程学生の進級の状況については、おおむね良好に推移している。

卒業（修了）時の進学者数・就職者率は、準学士課程では約40%が専攻科及び大学へ進学し、約60%が就職し、専攻科課程では約25%が大学院へ進学し、約75%が就職している。また、平成17年度からはJABEE（日本技術者教育認定機構）認定プログラム修了生を輩出している。

資格取得への対応状況については、入学生に渡す学校案内の中で、卒業後の主な資格（取得資格・受験資格）を示している。なお、在学生の資格保持者が増加するよう指導している。

また、平成15年度から専攻科課程1年次生を対象として、平成17年度から準学士課程4年次生を対象として、TOEIC I Pテスト受験を継続して実施している。平成19年度専攻科入学者選抜から、TOEIC公開テスト結果の提出を義務化し、平成20年度専攻科入学者選抜からは、TOEIC公開テスト結果又はTOEIC I Pテスト結果の提出を義務化している。

卒業研究では卒業研究発表、予稿及び卒業論文（卒業制作）の執筆を課し、専攻科課程特別研究でも特別研究発表会、予稿及び修了論文の執筆を課している。また、学会等への外部発表を積極的に推奨しており、専攻科課程では、平成25年度には電子機械工学専攻で34件、環境建設工学専攻で6件の発表が行われている。

なお、卒業（修了）証書授与式等において、優秀学生及び各種コンテストにおいて優秀な成績を収めた学生に対して表彰している。

これらのことから、各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校における平成21～25年度の5年間の平均状況からみて、就職については、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は100%と極めて高く、就職先も製造業や建設業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は96.0%、100%と極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系の学部や研究科となっている。

これらのことから、教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では、卒業（修了）時に卒業（修了）生に対しては、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、毎年学習目標達成度調査を実施している。これにより、学校としての学習達成度の年次推移を把握できる体制となっている。

準学士課程卒業時の分析結果から、学生は、学習目標4では、40%の学生が「まったく達成されていない」「あまり達成されていない」という結果となっているものの、その他の項目については、おおむね達成しているとの評価を得ている。

専攻科課程修了時の分析結果から、学生は、学習目標Cについては、40%の学生が「まったく達成されていない」「あまり達成されていない」との結果となっているものの、おおむね達成しているとの評価を得ている。

これらのことから、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当校では、卒業（修了）後何年か経った卒業（修了）生に対するアンケートを2年ごとに実施しており、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、どの程度身に付いているかを中心にアンケート調査を実施しているほか、卒業（修了）生の就職先企業及び進路先大学に対しても、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、どの程度身に付いているかを中心にアンケート調査を実施している。

「平成23・24年度本科卒業生に関するOBアンケート」では、「考え方の幅広さ」「自分の考えの正確な表現」で達成状況が低く表れているものの、他の項目ではおおむね達成しているとの結果を得ている。

また、「平成23・24年度専攻科修了生に関するOBアンケート」では、「語学力」の達成状況が低く表れているものの、他の項目ではおおむね達成しているとの結果を得ている。

就職先企業による卒業生のアンケート結果から、「やや達成されている」「達成されている」が多く表れる結果を得ている。

また、就職先企業による修了生のアンケート結果から、「語学力」「地域の課題への積極的な対処」については、「達成されていない」「あまり達成されていない」の回答が約50%に達しているものの、他の項目では、身に付けているとの回答があり、おおむね達成しているとの評価を得ている。

「進路先大学による卒業生の学習目標達成度評価」及び「進路先大学による修了生の学習目標達成度評価」の結果から、「やや達成されている」「達成されている」という肯定的な結果を得ている。

これらのことから、在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しており、また、その結果から判断して、教育の成果や効果がおおむね上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 就職について、準学士課程、専攻科課程ともに就職率（就職者数／就職希望者数）は極めて高く、就職先も製造業や建設業、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業関連などの当校が育成する技術者像にふさわしいものとなっている。進学についても、準学士課程、専攻科課程ともに進学率（進学者数／進学希望者数）は極めて高く、進学先も学科、専攻の専門分野に関連した高等専門学校の専攻科や大学の工学系の学部や研究科となっている。

【改善を要する点】

- 準学士課程卒業時の学習目標達成度調査において、学習目標4「表現と対話」の達成状況の評価が低く表れている。また、卒業生アンケートでは、「考えの幅広さ」及び「自分の考えの正確な表現」において、達成状況の評価が低く表れている。
- 専攻科課程修了時の学習目標達成度調査において、学習目標C「国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる。」の達成状況の評価が低く表れている。また、修了生アンケートでは、「語学力」の達成状況の評価が低く表れている。
- 就職先企業による修了生のアンケートにおいて、「語学力」「地域の課題への積極的な対処」の達成

状況の評価が低く表れている。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。
- 7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言、支援体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

学習ガイダンスのため、学生便覧、『高専生活のしおり』並びに『専攻科履修の手引き』を作成している。準学士課程入学者に対し、『高専生活のしおり』と学生便覧により、学習ガイダンスを実施している。また、入学から約2週間後に1泊2日の合宿研修を行い、学校生活全般の注意やミーティングを実施している。3年次では11月に研修を行い、専門分野に関連する企業見学と、専門科目に関するガイダンスを実施している。4年次では、JABEE認定プログラムに対応した履修が行えるよう選択科目に関するガイダンスを開催している。年度当初にシラバスが配布され、学生は科目の目的、履修上の注意、学習方法などの解説を受けている。

また、編入生、留学生に対するガイダンスが実施されており、学習内容についての説明がなされている。

自主的学習を進める上での相談・助言体制として、全教員に週1回以上のオフィスアワー設定が義務付けられ、一覧表が掲示される。また学力向上のための特別講義が設けられており、基礎となる数学の補講などを全学的取組として実施している。

全クラスには学級担任が配置され、業務に当たっている。1～3年次には週1回ホームルームを設け、学業生活全般に関して指導助言を行うとともに、全学年に対して特別講義を行っている。教員に教員マニュアルが配布され、学級担任のクラス運営、学業生活等に関する指導方法が示されている。

専攻科課程では各専攻に専攻主任が配置され、『専攻科履修の手引き』を配布し指導助言を行っている。

これらのことから、学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されており、また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-② 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

当校の自主的学習環境として、各教室をはじめ、情報処理センター、実習工場、図書館、福利厚生施設等を、また支援施設として保健室を整備している。

情報処理センターの利用方法は、学生便覧及び当校ウェブサイトで周知しており、学生の自主的利用がなされ、学生の無線LAN登録台数が平成26年5月末現在1,511台に上っている。

実験室、演習室、製図室等が整備され、授業・演習や卒業研究に利用されている。また、クラスの教室は、放課後の予習・復習にも利用されている。機械実習工場は各種コンテスト参加チームや当校の「オンリーワンプロジェクト」に活用されているほか、学生の自主的利用にも対応している。

学生便覧及び当校ウェブサイトで利用方法を周知し、新入生オリエンテーションも実施している図書館は約90席の閲覧及び学習スペース及び16席のマルチメディアルームを備え、自習にも活用されている。また図書検索のためのパソコンが設置されている。学生の希望図書購入も行っている。夜間・土曜日、長期休業中も開館しており活用されている。

福利厚生施設「養高館」が設置され、生協運営の食堂と売店を併設している。年間を通して利用されている。また6号館（1・2年次教室、専攻科、トライアルセンター）には2か所のリフレッシュコーナー、1号館（管理棟・一般教育科棟）1階には専攻科学生室があり、図書館1階には談話室を設けている。さらに、1号館学生玄関には自動販売機、テーブルと椅子が整えられた休憩スペースを設けている。キャンパス内数か所にベンチを設けて休憩スペースとしている。

保健室と学生相談室が平成21年度に6号館に移され、大幅に整備された。保健室では一般的利用のほか、各年度当初に定期健康診断を行って、学生の健康状態を把握している。

自主的学習環境及び厚生施設の利用状況については、自主的学習環境利用満足度アンケート、厚生施設利用満足度アンケートによる学生の満足度調査を実施しており、学生が満足しているとの結果を得ている。

これらのことから、キャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

当校では、オフィスアワー、授業アンケート、担任との面談等により学習支援に関する学生のニーズを把握している。

学習支援に関する学生のニーズをくみ上げる制度として、全教員が週1回1時間以上のオフィスアワーを設定しており、学生はこれを利用して授業内容の理解を深め、資格又は検定試験に関する情報やその対策についてのアドバイスを受けている。また、学生に対してオフィスアワーを利用してわからなかった点や疑問点を教員に尋ねるよう指導し、教員の側にもその機会を学生の学習支援のニーズを把握するよう促している。準学士課程における保護者への成績報告や担任との面談も学生の学習支援のニーズ把握の有力な手段となっている。さらに年に2回行われている授業評価アンケートによって、授業に対する様々なニーズを直接知ることができるようにしている。

また平成19年度に学生のみならず教職員全般の意見を集めるためにオピニオン・ボックス設置を決定し、現在運用している。

学年ごとに段階的にTOEIC I Pの団体受験を行っている。希望者には個別指導も行っている。また図書館にTOEICに関する補助教材を配備し、情報処理センターにTOEIC対策のソフトウェアを置いて学習を支援している。

資格試験に関しては、各学科がその資格の種類・難易に応じた支援体制をとっている。電気工事士技能試験に関しては、ガイダンスを行っているほか、実技指導も実施している。建築士資格については、受験指導の一環として授業の教育内容を改善して支援に努めている。

外国留学、特に語学留学を希望する学生に対して、留学先で取得した単位を当校での履修に振り替えることを学則で定め、留学が学年修了又は卒業に可能な限り支障がないように配慮している。また、中国杭州職業技術学院、大連職業技術学院、大連工業大学との学術交流協定締結により学生の海外研修先の選択先を増やしている。留学に向けて短期の海外研修体験を奨励している。学生はこれにより、海外研修や英語研修を行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、また、資格試験や検定試

験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能していると判断する。

7-1-④ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当校には、特別な学習支援が必要な者として、留学生、編入学生が在籍している。

留学生に対しては、個別に指導教員及び同級生によるチューター制度を導入し、授業内容を理解するために必要な基礎学力を養うとともに、3年次までに修得すべき専門科目を履修させるため、特別な教育課程が編成されている。チューターと留学生、関係教職員との意見交換会を年1回実施している。また留学生生活ガイドブック（日英語併記）を発行し、生活支援に効果を上げている。専門学科テキストの日英語併記版を2冊発行し、学習支援を行っている。各年度の4月と3月には日本文化体験行事を開催している。毎年、留学生による母国文化紹介の会を開催することによって日本人学生との交流を図っている。また国際交流室を設置し、日本人学生と学ぶ環境の構築に取り組んでいる。

編入学生に関しては、入学前に複数回の登校日を設け、数学、英語、ドイツ語及び専門教科の事前指導を行い、入学後も教科指導を随時行っている。

障害のある学生の受入の準備として、校内のバリアフリー化が計画されている。

発達障害が疑われる学生については、学級担任、学科主任、学生主事が学生相談室のカウンセラーと連携し、当該学生が適切な指導を受けられる体制が整っている。学生の基礎学習支援として、数学教員と専門学科が連携して補講を行っている。

これらのことから、特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されており、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-1-⑤ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

クラブ・同好会ともにほぼ全教員が顧問となって、活動時の技術指導、公式試合・練習試合等引率・監督、合宿時宿直などの支援をしており、全てのクラブ・同好会に活動場所が提供されている。運営費用は、運営費交付金、教育後援会及び学生会予算の一部を充て、年度ごとに実施計画及び活動報告を行って予算配分を決定している。また、部活動や課外活動に関して優秀な成績をあげた学生や部に対し、その都度学校表彰するとともにウェブサイトや掲示板に示し顕彰している。卒業式にも石川工業高等専門学校学生表彰規程により、模範功労者を表彰している。

学生主事を中心とした指導教員が学生会の指導助言に当たり、学生会主催の新入生歓迎会、学校祭、文化部発表会、球技大会などにおいては事前注意・指導、準備チェック、巡回、実施時立会い等による支援を行っている。

これらのことから、学生の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能していると判断する。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

主として学級担任、学生支援委員会委員、看護師、学生相談室員、専門のカウンセラーがこの任に当たり、校長の命を受けた学生主事が全体を掌握している。また、国立高等専門学校機構が開設しているKOSEN健康相談室では、24時間365日間電話及びウェブサイトですべて専門カウンセラーが相談に応じている。

学生相談室より全教職員宛てに校外の専門カウンセラーが来校する心の健康相談日をメールで通知し、学級担任には学生への周知を依頼している。学生相談室及び心の健康相談日の開設日時は、掲示及び当校ウェブサイトで行っている。KOSEN 健康相談室については、相談先を記したカードを学生・教職員に配布している。

ハラスメント防止委員会を設置しており、校長が指名する2人の外部有識者を含む委員で組織化され、校長が任命するハラスメント苦情相談員8人が任に当たっている。当校のSD研修会においても、数年に一度の割合でハラスメント等に関する研修を実施している。

授業料免除については、学生課学生係が担当し、学生便覧、掲示板、学級担任を通じて説明会開催を案内し、学生支援委員会で選考している。日本学生支援機構奨学金・石川県奨学金など各種の奨学金についても、同様に周知を図っている。以上を含む、各種の経済的支援制度については、当校ウェブサイトでも周知を図っている。

授業料免除及び各種奨学金による支援については、平成22年度以降の直近5年間の平均で、授業料免除許可率は75.1%であり、同様に直近5年間の平均で、日本学生支援機構奨学金の受給者数は68人、石川県奨学金の受給者数は10人、その他奨学金の受給者数は9人であり、毎年ほぼ同様の数値となっている。

これらのことから、学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能していると判断する。

7-2-2② 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

身体障害、発達障害、学習障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生の存在は、当校の保健室で把握している。特別な支援が必要な学生に対しては、入学時に学校側で取るべき対応について準備を行い、就学に支障を来すことがないように配慮を行っている。学生相談室のカウンセラーは、これらの学生への支援に対する経験がある外部専門家であり、学科主任、学級担任及び教科担当教員からの相談も受け付けている。

特別な支援が必要な学生への支援の状況は、保健室・学生相談室の運営に係わる当校の看護師及び学生相談室員が、学科主任、学級担任と情報を共有して対処に当たっている。学科主任は、校長ヒアリングにおいて、支援が必要とされる学生の状況を報告し、相談体制の整備や施設・設備面での改善の必要性についても意見具申を行っている。また、平成25年度には、FD研修会において、発達障害に対する理解と支援の在り方についての学習会を実施している。

入学時に配慮が必要な身体状況にあった学生については、入学前に事前相談を行い、当該学生が玄関から教室に至るまでの経路を通行可能である教室を、ホーム教室としている。専門学科棟の階段の手すりの状況などを事前に学校側で確認するとともに、入学後に当該学生自身に移動が可能であることを確認してもらい、階段の昇り降りなど、必要に応じてクラスメートが当該学生に協力を行うよう、学級担任を通じて協力要請を行っている。生活動線の中での屋外階段において、当該屋外階段の屋根・手すりのほか、側面に防風雪の目的で囲いを仮設置し、階段の踏み面の積雪をできるだけ防止するよう施設改善を行うとともに、教室棟（6号館）に隣接する1号館の一部改修を平成25年度に実施した際に、教室棟から1号館に1階レベルで移動する動線に屋根とスロープを設けて、雨にぬれずに移動できるように配慮している。

これらのことから、特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

当校の学生寮には、全校の学生定員の3割弱に当たる270人余りの学生が入寮している。食堂（常時一日三食を提供）、入浴施設、シャワー室、談話室、補食室、自転車置場、洗濯機／乾燥機室、自動販売機、ゴミステーションなど生活に必要な施設・設備が備えられている。平成25年度には、全居室でエアコンが利用可能となった。夜間には、当直者が置かれており、安全を確保している。

部屋には、ベッド、ロッカー、机、椅子、有線ネットワークポートが各室の入居人数分備えられている。平成25年度には、全棟の無線LANのアクセスポイントを更新している。

夕食後（19時30分）は食堂を間仕切りで仕切り、約60席分を消灯時間（23時）まで学習スペースとして寮生に提供している。学習スペースを利用して、上級生が下級生の勉学を支援する寮生会の活動も実施されている。休前日を除く平日には、自習時間内に2人の当直教員が、全居室の巡回を行っている。

中間試験後には、欠席が多い寮生、成績が思わしくない寮生、点呼状況が悪い寮生に対し面談を行い改善を促すとともに、寮生活や学習上の問題点がないかを把握して、各寮棟担当教員から寮務主事に報告を行っている。毎年、12月から1月にかけて、卒業予定の寮生を除く全寮生を対象に再入寮面接を実施し、寮生活や学校の欠課状況・学業成績並びに次年度の入寮希望について面談を行い、改善すべき点を有する寮生については、注意喚起・改善勧告を行っている。

これらのことから、学生寮が、学生の生活及び勉学の間として有効に機能していると判断する。

7-2-④ 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

職業指導及び学生・卒業生の就職紹介業務の実施促進と円滑な運営を図るため、就職対策委員会が置かれている。求人申込みや大学等からの学生募集要項の受付は学生課が窓口となり、関係学科の就職担当教員（学科主任）と進学指導教員（学級担任）に送付し、応募者の決定に伴い、必要な応募書類を準備している。学生募集要項については、学生課で一覧表を作成し、校内の情報共有用サーバーに随時掲載している。

就職・進学に関して、学生・保護者及び学校側で共通認識を持つ目的で、準学士課程4年次生と保護者並びに学校側（学級担任・学科主任）の三者面談を3月に実施している。

また、進路状況の一覧表を作成し、当校ウェブサイト、『石川高専だより』、学校要覧などで学生や保護者に情報を提供している。石川県内の産業の発展のため、卒業生の県下における再就職支援活動について相互に協力し合う協定を当校と石川県が締結し、再就職支援室として当校のウェブサイトで窓口を明示し、卒業生への支援を行っている。

キャリア教育の一環として、就職・進学活動を始める直前の準学士課程4年次生と専攻科課程1年次生に対し、外部の講師による就職対策講演会を実施し、さらに就職活動が始まっている時期（平成26年4月）に、5年次生に対し進路支援講演会を実施している。平成26年2月には、3、4年次の進学希望者に対して、外部講師による大学編入学ガイダンスを実施している。

当校の学生及び教職員に対し、当校の技術振興交流会（160を超える会員企業・団体等が加盟）の会員企業の概要を紹介する会員企業紹介冊子を作成し、平成25年12月に配布している。この冊子には、企業の概要、事業内容、当校卒業生についての情報がまとめられており、地元企業に対する理解を深める一助となっている。また、毎年1月には技術振興交流会会員企業が当校に企業紹介ブースを出展し、準学士課程3、4、5年次生及び専攻科生が各企業の技術説明を受ける企業技術説明会を開催している。平成25年度には、準学士課程の全学科において、1年次から5年次までの各段階において企業見学先などについて基本方針を規定した工場見学ポリシーを設定している。

進路状況について、当校ウェブサイト、『石川高専だより』、学校要覧などで公表するとともに、学生や保護者に情報を提供している。ほぼ 100%の学生が就職並びに大学・専攻科等へ進学しており、それら就職先・進学先は、当校で学ぶ専門分野に対応した進路となっている。

これらのことから、就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

基準 8 施設・設備

- 8-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されていること。
- 8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

当校の校地面積及び校舎面積並びに施設・設備は、高等専門学校設置基準を満たしている。主な施設としては、管理棟・一般教育科棟、機械工学科棟、電気・環境都市工学科棟、建築学科棟、電子情報工学科棟、共通教室棟、専攻科棟、トライアル研究センター・一般教育科棟（低学年棟）、情報処理センター、機械実習工場、高電圧実験棟、図書館、風洞実験棟、サークル共用棟、合宿研修施設、福利施設棟、第1・2体育館、武道場、学生寮その他があり、屋外施設として陸上競技場、野球場、テニスコート、プールを整備している。また、共通利用教室として講義中に実験実習を行うことができる in situ 教室が全3室整備されている。また、各部屋の利用状況としては、教室はもとより、特別教室の授業での利用頻度は高く、実験設備についても工学実験設備の充実を図っている。

学校全般の安全面については、安全衛生委員会による定期的な校内巡視活動により、施設設備の点検評価を行い、その結果を下に必要なに応じた改善を提案し、学校環境の整備に努めている。また、設備利用に関するマニュアルを整備している。

国立高等専門学校機構が作成した「実験実習安全必携」並びに当校が作成した「安全の手引き」を入学時に配布し、実験実習時だけでなく、学生生活において防災・安全対策、事故や災害から身を守るための注意すべき点についての教育を行っている。「安全の手引き」は、教職員にも配布されており、緊急時の安全確保、応急措置と対応、連絡体制についても記載し、迅速・的確に対応できるようにしている。

また、バリアフリー化に当たっては、トライアル研究センターの玄関スロープ、自動ドア、エレベーターの設置のほか、管理棟玄関及び各専門学科棟玄関のスロープ化を施している。さらに、今後校内全域の施設のバリアフリー化に関する計画を策定し、必要な予算要求を行うなどの改善に取り組んでいる。また、入学時における障害を持つ学生に関する情報を関係職員で共有し、支援体制を構築している。

これらのことから、学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されており、また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

ICT環境は情報処理センター委員会により管理運営されている。当校では、基幹に冗長化された2Gbps

を有する校内LANシステムが整備されており、施設のほぼ全域で1Gbpsの有線LAN情報コンセントが設置されている。さらに、校内全域に無線LANアクセスポイントが設置されている。無線LANへの登録端末数は2,000台以上であり、学生の利用率は非常に高くなっている。学校外へは、1Gbpsの専用線でSINET4へ、100Mbpsで商用プロバイダへ接続されている。

情報処理教育を支援するため、40人程度が利用可能な校内共同情報処理演習室が4か所整備されており、授業における演習室の利用率は66%以上、自学自習のために確保した時間を含めるとその利用率は80%以上となっている。さらには、各専門学科においても、小規模演習室が整備されており、実験実習などで利用されている。

セキュリティに関しては、当校の情報処理セキュリティポリシーにのっとり、接続パソコンのハードウェア認証、ユーザ認証を組み合わせ、部外者や持込みパソコンのネットワーク利用に制限を加えている。また、当校学生にはセキュリティに関する冊子を配布し、情報セキュリティに関する啓発活動を行っている。毎年、満足度アンケートを実施し、満足しているとの結果を得ている。

これらのことから、教育内容、方法や学生のニーズを満たすICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

当校図書館には、自然科学や工学をはじめ、人文、歴史などの図書や学術雑誌を収集し管理している。開架閲覧室は、平日は8時30分から20時まで、土曜においては12時30分から16時30分まで開館している。図書は図書館選定分（学生の希望図書を含む）のほか、一般教育科と各専門学科へ推薦を依頼し、購入されたものである。図書館備付けの図書購入については図書館委員会で審議の上、購入計画を策定している。

図書館のウェブサイトでは、新着図書案内や各種行事の案内などを公開し、またインターネット経由で蔵書検索や文献等の検索もできるよう整備している。教職員は、図書購入、文献複写依頼などもウェブサイトから行うことができ、利便性を図っており、図書及び学術雑誌は、教職員及び学生に活用されている。

また、電子ジャーナルを導入しており、AIP/AP S、Science Direct を継続購入、平成26年度においては約2,300タイトルの電子ジャーナルを利用することができる。また、データベースはC i N i i、J D r e a mⅢ、MathSciNet、理科年表を購入している。毎年、卒業生に満足度アンケートを実施し、満足しているとの結果を得ている。

これらのことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者等の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

教務委員会の所管の下、シラバス入力システムにより担当科目のシラバスが作成され、ウェブサイト上で公開されている。冊子体のシラバスは、学生及び教職員に配布し、図書館にも配架する。授業科目に関するエビデンスは、JABEE部会及びFD委員会が所管し、エビデンス収集指針に基づき各教員において収集・保管・ファイリングを行うこととなっている。

教育活動の評価の実施体制としては、将来構想計画委員会を置いて点検評価に関係する部会・委員会からの自己点検・評価に基づき戦略的な計画を総合的に企画・立案している。また、点検評価に関係する部会・委員会として中期計画・評価部会、点検評価部会、JABEE部会、及びFD委員会、教員間ネットワーク委員会を設置しており、それらの具体的な分掌を定め、それぞれの部会・委員会で各担当の評価等に係る業務を行っている。

これらのことから、教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されていると判断する。

9-1-1-② 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

学生による授業アンケートはFD委員会が実施し、結果は教務係が保管するとともに、校内の情報共有サーバに掲載され、科目ごと、学科ごと、クラスごと等、様々な切り口で閲覧可能となっており、各学科主任並びに各担当教員にフィードバックされている。準学士課程卒業予定者及び専攻科課程修了予定者については、学習目標の達成度や、当校での学生生活に関する満足度を問うアンケートを毎年実施している。また、全教員に対し校長ヒアリングが実施されている。

当校の卒業（修了）生に対して、卒業（修了）時にアンケートを実施している。同時に、準学士課程卒業生と専攻科課程修了生の就職先企業に対してもアンケートを実施している。平成25年度からは、準学士課程卒業生及び専攻科課程修了生の進学先の大学・大学院に対してもアンケートを実施している。

当校に対する外部評価として、外部から運営諮問会議委員を委嘱し、運営諮問会議を毎年実施している。評価結果は、『石川工業高等専門学校の課題 外部評価報告書』として報告書にまとめ、評価が悪かった点について各部署・各教員が認識し、日常業務の中で改善を図ることを企図している。平成26年3月に実施した運営諮問会議では、50項目を超える評価項目について詳細な数値データを含む資料を提示し、当校独自の視点からの評価を含めるように工夫している。

在校生の保護者を対象に石川・富山県内の計5会場において地区別懇談会を毎年開催している。全クラ

スにおいて、学級担任と保護者の個別面談を行う保護者懇談会を開催している。

『石川工業高等専門学校の課題 外部評価報告書』の外部委員による評価項目には、第7章「教育の質の向上のためのシステム」が含まれており、自己点検・評価の活動自体も評価対象となっている。

これらの聴取した意見の結果をもとに、教育の状況に関する自己点検・評価を実施し、平成20年2月の自己点検評価報告書第5報及び平成24年2月の自己点検評価報告書第6報として取りまとめている。

これらのことから、学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われていると判断する。

9-1-③ 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

Plan-Do-Check-Actionの一連のプロセスを経て教育点検及び教育改善を行う「教育点検改善システム」が整備されている。校長が所掌する将来構想計画委員会には、関連3部会2委員会が置かれており、自己点検・評価を継続的に実施している。将来構想検討委員会が果たすCheck機能の結果を受けて、校長が所掌する総合企画会議がActionに相当する機能を果たしている。総合企画会議構成員である副校長・主事の下で、各種の委員会がPlan機能を果たしている。各委員会での審議結果は、運営会議で審議され、教員会議での調整と周知を経て、教員・事務職員による教育・研究・地域連携等の業務の実施（Do機能）に反映されている。

運営諮問会議や、卒業生・修了生の就職先企業・進学先の大学等並びに卒業生は、当校に対する外部評価の役割も果たしている。これらの外部評価機関・企業・個人等は、将来構想計画委員会並びに総合企画会議をチェックする機能も果たしている。

具体的・継続的改善として、点検評価部会におけるCheck機能の一環として、平成25年度からは、授業方法改善のためのアンケートを実施する際に、学習目標の達成度を問うアンケートを併せて年1回実施することとしている。このアンケートについては、必要性や点検項目を点検評価部会で検討し、FD委員会に依頼して実施している。

また、準学士課程卒業生と専攻科課程修了生の就職先企業に対してもアンケートを実施しているが、平成25年度からは、準学士課程卒業生及び専攻科課程修了生の進学先の大学・大学院に対してもアンケートを実施することとした。これらは、収集すべき資料やチェック項目を拡大することが必要との判断が点検評価部会でなされたことを反映している。

それらの結果を踏まえ、点検評価部会からの改善依頼として、平成26年度第1回将来構想計画委員会の開催を依頼している。この委員会においては、アンケート結果等を報告した。修了生に行ったアンケート調査結果では、語学力に対しては他のアンケート項目に比べて評価が低く、今後改善を行う必要性の指摘がなされている。

準学士課程卒業時の学習目標達成度調査において学習目標4「表現と対話」の達成状況が低く表れているとの評価結果であったことを受けて、平成27年度から全学科の4年次生全員が参加する海外研修旅行を予定しており、連携協定校等との交流を進めることとしている。これらの取組により、「表現と対話」に関する能力を育成する機会を増加させるように計画している。

専攻科課程修了時の学習目標達成度調査において学習目標C「国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる。」の達成状況が低く表れているとの評価結果であったことを受けて、国際交流・連携への取組を充実させるため、平成26年度より副校長を1人増員（地域・国際連携担

当) し、国際交流委員会を改組し、国際連携委員会並びに留学生委員会を新設するなど組織の拡充を行っている。また、国立高等専門学校機構や他の高等専門学校の主催する短期語学留学・海外発表などの募集を周知・奨励し、参加経費の支援を行っている。平成25年度には、香港で開催された国際シンポジウム I S T S 2013 (高等専門学校、大学、香港、タイ、シンガポール、台湾等から参加) に3人の専攻科生が参加して口頭発表するなど、専攻科生の語学力向上の機会を増やすようにしている。

就職先企業による修了生のアンケートにおいて「地域の課題への積極的な対処」の達成状況が低く表れているとの評価結果であったことを受けて、技術振興交流会企業を中心とした企業における3か月間のインターンシップ(専攻科課程必修科目)、専攻科特別研究の幾つかのテーマでの企業との共同研究を行っているほか、専攻科課程1年次必修科目「創造工学演習 I」の前期で出前授業の企画立案・準備・実施を課すなど、地域と関わる取組を実施し、地域の課題に関わる姿勢を持たせようとしている。

平成25年3月に開催された運営諮問会議では、平成24年度の準学士課程卒業生が194人であり入学定員の200人に対して十分な人数といえるが、留年者数・退学者数の少ない学科・学年も見受けられ、早急な対策が望まれるとの指摘を受けている。

この指摘を受けて、総合企画会議で教務主事・学生主事に対し改善の検討が指示され、教務委員会及び学生支援委員会で具体案を立案、運営会議・教員会議により、学生への教育指導をより徹底し、理解度を上げるための教育指導体制について全教員に周知がなされ、準学士課程1、2年次生に対して数学の演習をそれぞれ2週間に1回実施すること、授業中には携帯電話、スマートフォン等を片付けさせ授業に集中すること、定期試験の平均点が合格点に照らして極端に偏りが生じないように点検すること、学級担任と学科主任とが意思疎通を行い、学科主任が課題を抱えた学生を把握し、必要な支援を学科として行うなど、種々の対策を実施している。卒業生数、留年者数、退学者数を数値化・グラフ化し、これまでの施策の効果を注視している。

この間、数学の演習や携帯電話対策等については、地区別保護者懇談会等で保護者にも施策を説明するとともに、アルバイトの禁止や、低学年では特にその弊害が大きいこと等を保護者にも周知を図っている。

また、平成24年度の諮問会議で、留年学生が多いのではないかと懸念が示され、それを受けて、校長より補習授業等のフォローアップをするようにとの指示がされ、教務委員会で具体的な補習計画が立案・実行され、その結果翌年度から留年学生数が減少するという改善結果が得られている。

これらのことから、各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

学生による授業評価は、校内の情報共有サーバーに掲載され、公開されており、また、校長は全ての授業評価アンケート結果を閲覧し、校長による授業参観の資料としており、学校として改善状況の把握に努めている。

当校では校長裁量経費を設け、授業内容の改善、教材の開発などに対する教材開発経費によって支援を行っている。この経費は特別教育研究経費との2本立てとなっており、ヒアリングを経て配分が決定され、次年度に校長が指定する発表会において成果報告することとなっており、これによって各教員の教育に対する工夫等の成果が共有され、また、学校が改善状況を把握することにつながっている。

各教員が「正規の授業における工夫や特色ある授業方法(現在も実践中のもののみ)」の報告を行うこととしており、これにより教員相互の授業力のアップに供している。電気工学科1年次「基礎数学A」、電子

情報工学科1年次「基礎数学B」、建築学科2年次「解析学Ⅰ」、建築学科3年次「解析学Ⅱ」では教材の工夫により学習の定着を図っており、電気工学科4年次「創造工学実験」では、PBL授業により創造性を育む授業の工夫を図っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っており、また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握していると判断する。

9-1-⑤ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

専門学科における研究の成果は、卒業研究や専攻科課程特別研究の指導に反映しており、また、教員のそれぞれの専門分野の研究への取組が授業に活かされることから、当校は各教員の研究を奨励している。専攻科課程1年次「英語コミュニケーションⅠ」では、担当英語科教員が「語用論的知識を活用した英語コミュニケーション力育成について」「発話メカニズムを題材として口頭発表指導の試み」など、自分の研究分野の成果を活かし教育の質の改善を行っている。

数学担当教員等は、専門分野の研究や教育教材の研究の成果として教科書を執筆し、それを用いて授業を行っている。また、学生と共著の論文発表、教育学会及び教育研究集会等での発表なども行われている。さらに、「コンクリート舗装における隅角ひびわれの発生原因となる温度一荷重合成力計算法」の研究成果を活かして、専攻科課程環境建設工学専攻2年次「交通基盤工学」において、舗装の構造解を行う実習に用いている。

これらのことから、研究活動が教育の質の改善に寄与していると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けているか。

当校のファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）はFD委員会が担当し、学生による教員の評価の分析と対応、教員研修会、授業公開の活動及び授業方法改善に関する記録の提出などを実施している。

教員研修会は毎年複数回行われており、毎回テーマを限定しての問題点の発掘と改善策の検討がなされている。また授業公開は、年に1回、各1週間の日程で行われ、その期間中は保護者への授業公開とともに、教員相互の授業公開期間ともなっている。教員相互の授業公開に参加した者は授業参観報告書を提出することとなっており、報告書は授業担当者にも送付されている。報告書は学生課教務係が保管している。

平成25年度第1回FD研修会で扱われた「ゲーム形式の活動で飽きさせない工夫」を、電気工学科の演習問題の取組に取り入れるなど授業の改善に結び付けている。

明示的な改善計画を促す取組として、学生による授業評価アンケートを行っている。授業評価アンケートは年間に2回（前期末及び学年末）実施し、全教員は授業方法改善に関する記録を年度始めに提出することになっており、ここで各教員の前年度の振り返りと次年度の取組についてまとめている。平成19年度までは授業評価が一定の基準に満たないものについて、授業改善計画書の提出と授業見学・報告書の提出を義務付けていたが、平成20年度より、授業評価の内容に関係なく、全教員が授業方法改善に関する記録を提出することとし、一定の基準に満たないもの（5段階評価の2.5以下）が減少している状況となっている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付けていると判断する。

9-2-② 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当校の教室系技術職員を統合した組織として、平成 20 年度に技術教育支援センターを設置している。その主な業務は、正課の学生の実験・実習、演習及び卒業研究の技術指導、教員の教育研究活動への支援、公開講座、体験入学等学外者を対象とした学校行事の支援等であるが、技術職員の技術の継承及び向上のための技術研修等の企画・実施に関することも担っている。

技術職員の研修活動として、校内技術職員研修のほか、東海・北陸地区国立高等専門学校技術職員研修、東海・北陸地区国立大学法人等技術職員合同研修、東日本地域高等専門学校技術職員特別研修会などにも参加して技術の研さんを積んでいる。

さらに競争的資金による研究活動においては、校内の校長裁量経費（特別教育研究経費・教材開発経費）に毎年数件が採択されている。科学研究費補助金（奨励研究）にも、応募し毎年採択されている。

事務職員についても、学務関係職員研修会や障がい学生支援カンファレンス北陸などの各種研修会に参加している。

これらのことから、教育支援者等に対して、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 技術職員がその資質の向上を図って積極的に活動し、科学研究費補助金や校内の校長裁量経費など、毎年複数の採択実績を上げている。

基準 10 財務

- 10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

当校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備等の資産を有している。

また、固定負債は、ほぼ全額が独立行政法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

なお、長期借入金等の債務はない。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

授業料、入学料、検定料等の諸収入のほか、国立高等専門学校機構から学校運営に必要な予算が配分されている。

また、寄附金、共同研究、受託研究、科学研究費補助金、その他の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-1-③ 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

外部資金獲得のための取組として、毎年度、科学研究費助成事業の説明会を開催しているほか、校長による申請者との個別相談、申請書の添削等を行っている。

また、トライアル研究センターにおいて、ウェブサイト・各種イベントにおける教員の研究シーズの紹介、石川工業高等専門学校技術振興交流会との連携による教職員の研究や教育研究設備の紹介、外部資金に関する情報収集と教職員への周知、外部資金の申請に当たってのコーディネーターによる支援等を行う等、外部資金の受入に努めている。

これらのことから、外部の財務資源の活用策を策定し、実行していると判断する。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

予算は、校長のリーダーシップの下に定められた予算編成方針に基づき、総合企画会議及び運営会議において審議・決定されたのち、各学科主任、事務部長を通じて全教職員に公表・明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-2② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

予算に基づく計画的な執行を行っており、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

10-2-2③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

教育研究活動予算については、校長が決定した予算編成方針により配分計画案を作成し、総合企画会議及び運営会議にて審議のうえ決定している。校長裁量経費は、その最も顕著なものであるが、その主なものには特別教育研究経費及び教材開発経費があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに学校の目的を達成するための資源配分を行っている。

また、施設・設備の整備についても、運営費交付金による財源を有効に活用しているが、比較的大規模・高額なものについては概算要求を行い、補助金等にも応募し、その獲得整備に努めている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-1① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構の財務諸表が官報において公告され、国立高等専門学校機構のウェブサイトで公表されている。

これらのことから、学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-1② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

会計監査については、国立高等専門学校機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査及び国立高等専門学校機構並びに当校職員による内部監査が実施されている。

また、平成25年度については、岐阜工業高等専門学校による高等専門学校間の相互会計内部監査が実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

なお、石川工業高等専門学校においては、平成25年実施の会計検査院実地検査において、不適正な会計経理があったとの指摘を受けている。（基準11参照）

基準 11 管理運営

- 11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。また、その結果を受け、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていること。
- 11-3 学校の目的を達成するために、外部有識者等の意見が適切に管理運営に反映されていること。また、外部の教育資源を積極的に活用していること。
- 11-4 高等専門学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

当校では、校長のリーダーシップの下、教育、研究、地域連携並びに学校運営等に関する重要事項を立案、検討できるよう、必要に応じて校長の代理を務める副校長（管理運営担当）、副校長（地域・国際連携担当）を置き、併せて各種の学校運営を掌理する教務、学生、寮務、図書情報の各主事を配置している。副校長及び各主事の下には、それぞれが分掌する委員会が置かれ、各委員会規程によりその役割が定められている。校長のリーダーシップの下、総合企画会議で検討された事項は、各委員会等の審議を経て運営会議（構成員は総合企画会議構成員及び各学科主任）で決定し、教員会議や各学科会議で周知されて、円滑に実行に移されている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっていると判断する。

- 11-1-② 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

当校には管理運営のために、副校長及び各主事が所掌する各種委員会が組織されている。教務委員会では教育課程及び授業時間割の編成、実施に関することなど、学生支援委員会では学生指導に関することなど、寮務委員会では寮生の生活指導及び懲戒に関することなど、各種委員会で役割が分担されている。これらの委員会には、一般教育科及び専門学科から選出された委員と、さらに関係する事務組織からも委員が参画している。重要な委員会においては、毎月定例の会議を開催している。また委員会は運営会議の決定事項を受けてこれを実行する役割も果たしている。

当校の事務部門は、総務課及び学生課との2課体制であり、事務部長の指揮監督の下、学校の管理運営に参画している。定例会議の運営や予算の適切な執行等にあつては、教職員間の連携を図っている。

また、教員の教育補助を担う技術職員については、校長の下に、技術教育支援センターが設置され、独立した組織として教育や実習補助、地域連携活動などの実施に当たっている。センターの長には副校長（管

理運営担当) が当たっている。

危機管理については、迅速かつ適切にインシデントに対応できるよう、石川工業高等専門学校における危機管理規程に基づき、校長の下に危機管理室を置き、危機管理に係る事態に対して、組織的にかつ的確に対処できるよう体制整備を行っている。また、様々な事象による危機に教職員個人が的確に対応できるよう「危機管理マニュアル」を整備し、教職員に配布している。「危機管理マニュアル」は、不断に見直しを図っている。

さらに、危機管理の一環として、毎年、学生、教職員を対象として防災訓練を実施している。また、緊急時の連絡体制としてメール配信システムを構築し、緊急時に備え学生及び全教職員に当システムによるメール配信の動作確認を年に2度行っている。

これらのことから、管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しており、また、危機管理に係る体制が整備されていると判断する。

11-2-① 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。

自己点検・評価・分析を行う部署として、中期計画・評価部会、点検評価部会、JABEE部会が設置されている。

当校の目的を達成するため、国立高等専門学校機構本部が策定した中期計画及び年度計画に対応した当校の中期目標・計画を策定しウェブサイトで公表している。さらに、その達成状況について年度ごとに自己点検を行っている。

また、学校の活動の総合的な状況については、5年ごとに『明日へ向けて—自己点検評価報告書—』として平成20年2月に第5報を、また平成24年2月に第6報を取りまとめ、関係機関に配布、さらには当校ウェブサイトにて公開している。

これらのことから、自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されていると判断する。

11-2-② 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。

広く外部有識者から意見を求めるために、運営諮問会議を設置している。運営諮問会議においては、事前に示した当校の自己点検評価書及び運営諮問会議での説明をうけて、委員から問題点や改善点などの提言を得ている。運営諮問会議での提言は運営諮問会議の報告書にまとめ教職員全体で、その情報を共有している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されていると判断する。

11-2-③ 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。

当校では、過去6回の自己点検評価報告書『明日へ向けて』をその都度、全教職員に配布し、評価結果をフィードバックしている。

また、平成25年3月に作成した『自己点検・評価報告書』は、前回(平成23年度)の自己点検・評価時の課題と改善への取組をもとに、当校の活動を現状分析し、課題と改善への展望を示す形で評価結果

をまとめている。また、自己点検・評価による指摘事項は、随時、総合企画会議あるいは運営会議にて報告され、学校運営へフィードバックされている。

平成24年度までは、当校教員の教育研究業績は、『石川高専紀要』や各種刊行物及び各学科ウェブサイト、研究室個人ページによる公開が主体であったが、自己点検・評価の結果、ウェブサイトでの公開場所が不統一であり、統一的に閲覧しにくいという指摘を受けて運営会議にて報告を行い、その集約を図ることとし、地域連携主事と自己点検評価部会長が連携し、当校教員の業績を Read&Researchmap（現 researchmap）と情報連携することにより、当校ウェブサイトの教員業績ページに集約している。

また、平成26年第1回点検評価部会において、ウェブサイトの情報更新が遅滞する箇所があるとの指摘があったため、点検評価部会長が運営会議において、全てのページの情報更新を見直すように指摘を行い、広報委員会に対して改善勧告が行われ、広報委員会は現在速やかな更新に努めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されていると判断する。

11-3-① 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

当校では、広く外部有識者から意見を求めるために、運営諮問会議を設置している。当会議において、当校への提言、意見を得て、それらを逐一当校の教育・管理運営等の改善策に反映させている。

運営諮問会議で「中学生に対して、分かりやすい「理念・目的」を掲げ、また様々な機会をとらえて、一層のPR活動が望まれる」との指導を受けて、平成26年度より、入試説明懇談会の開催回数を増やし、中学校進路指導教員のための当校見学会、中学校PTAの当校見学の受入を積極的に行う改善策を打ち出している。

平成21年度運営諮問会議において、電気工学科、電子情報工学科で実施している平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「基礎科目を重視した創造教育プログラム」を全学的に波及することが望まれるとの指摘があったことを受けて、in situ 実施経費の導入、in situ 教室の設置を実施している。

そのほか、地域の企業、卒業生の進学先大学へのアンケート結果による直接的な意見も積極的に取り入れ、点検・改善に活かしている。アンケート結果は、広く教職員に公開し、日本技術者教育認定機構による認定継続審査にも活用されて、当校の教育・管理運営等の改善策に反映させている。

これらのことから、外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-3-② 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。

当校では、外部の教育資源の積極的な活用に関して、様々な取組を行っている。

まず、平成25年度から、他の8つの高等専門学校との連携協力のもとに行っている事業である「オーダーメイド数学活用大事典システムの構築」プロジェクトに取り組み、数学をはじめ他の一般科目及び各専門学科の教育内容について、個々の学生がそれぞれのレベルに合わせて、数学と専門科目を関連させて、自主的学習を進めるツールとして整備している。

次に、海外、特にアジアの高等教育機関との学術交流協定についても積極的にその締結を進めている。平成19年度には、中国杭州職業技術学院と、平成21年度には、中国大連職業技術学院と交流協定を締結している。また、平成24年度（6月26日）には、当校において中国大連工業大学と学術交流協定を締結している。これらの学術交流協定には、教員・研究者・学生の交流、共同研究の推進、学術出版物や情報

の交換のことなどが盛り込まれ、交流を通して、相互理解と友情を深め、国際的な意識をもった学生を育成することを目的としている。平成24年には、学術交流協定を締結した大連工業大学、大連職業技術学院へ電気工学科4年次生が訪問し、交流を行っている。

さらに、地域企業において、当校の教育研究に協力するとともに、会員相互並びに当校との連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的として技術振興交流会が設立されている。本会は地域企業、団体を中心に160を超える会員を擁し、交流事業、研修事業、情報発信事業及び当校への支援事業を実施している。当会を通じて地域産業界や地方自治体と当校の連携を図ることによって、当校のインターンシップや共同研究などの教育研究活動の充実、並びに人材育成や技術相談などの地域貢献を図っている。

これらのことから、学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用していると判断する。

11-4-① 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。

当校の教育研究活動及び諸活動を広く情報発信するために、情報公開を所掌する広報委員会が設置されている。広報委員会は、学校要覧、『石川高専だより』などの定期刊行物の発行、公式ウェブサイトの管理運営を所管している。公式ウェブサイトでは、research map と連携し、当校教員の教育研究業績の詳細について公開している。さらに、各種教育改善プロジェクトの成果報告も公式ウェブサイトにて公開している。

また、地域連携や校内ネットワークを利用した教育事例に関しては、それを所掌する地域等交流推進委員会、情報処理センター委員会で定期刊行物を発行し、関連業界へと情報発信している。

学生募集や入学試験に関わる情報は、入試広報委員会の企画する活動及びパンフレット、ウェブサイト等により公開している。

これらのことから、教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

なお、石川工業高等専門学校においては、平成25年実施の会計検査院実地検査において、不適正な会計経理があったとの指摘を受けている。このことについて、説明を求めた。

【優れた点】

- 平成25年度から、他の8つの高等専門学校との連携協力のもとに行っている事業である「オーダーメイド数学活用大事典システムの構築」プロジェクトに取り組み、数学をはじめ他の一般科目及び各専門学科の教育内容について、個々の学生がそれぞれのレベルに合わせて、数学と専門科目を関連させて、自主的学習を進めるツールとして整備している取組は、今後の活用が期待される特色ある取組である。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 高等専門学校名 石川工業高等専門学校

(2) 所在地 石川県河北郡津幡町北中条タ1

(3) 学科等の構成

学科：機械工学科，電気工学科，電子情報工学科，
環境都市工学科，建築学科

専攻科：電子機械工学専攻，環境建設工学専攻

(4) 学生数及び教員数（平成26年5月1日現在）

学生数：学科 1036 人

専攻科 66 人

専任教員数：76 人

2 特徴

石川工業高等専門学校(以下本校という)は、高専制度創設第4期校として昭和40年4月に設置された。開校時は機械工学科，電気工学科，土木工学科の3学科であったが昭和45年度に建築学科が設置されて4学科体制となり，さらに昭和62年度に電子情報工学科が設置されて現在の5学科体制となった。建築学科は，北陸地区の高専では唯一本校だけに設置された学科である。

平成6年度に土木工学科が環境都市工学科へ改組され，また，高専の特色を生かした高度な実践的工学教育を実施するため平成12年度に2年間の専攻科を設置した。

平成17年度には，日本技術者教育認定機構（JABEE）から，工学(融合複合・新領域)関連分野において，本校の創造工学プログラムが認定された。

本校は教育の基本理念として「人間性に富み，創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を掲げ，準学士課程においては，理論的な基礎の上に立っての実験・実習，実技を重視した実践的技術者教育，少人数クラス編成によるきめ細かな指導を行い，創造性・人間性ととも国際性を育む教育を行っている。また，専攻科課程では，近年の科学技術の高度化，情報化，国際化に対応できるより高度な専門知識と技術を身につけた研究開発型技術者を養成するための教育を行っている。特に，平成18年度からは，3ヶ月の長期インターンシップを専攻科1年生で開始し，事前・事後教育，創造工学演習などの教育により，専門分野に関するより高度な技術と専門分野以外の幅広い知識を修得し，創造的な技術開発や先端技術にも対応でき，複眼的視野が持てる技術者を育成している。

さらに，総合技術開発能力のある学生の育成と，地域

産業界等との共同研究・技術交流により本校の教育研究活動の一層の推進を図ることを目的として，平成12年度に，地域共同教育研究施設であるトライアル研究センター（地域共同テクノセンター）を創設した。

平成18年1月には地元の津幡町と，平成20年5月には内灘町と連携協定を締結し，産業の発展ならびに地域振興，生涯学習の推進，初等・中等教育及び高等教育の推進，学術・文化活動の充実に関する貢献などの活動を展開している。更には，平成21年3月に金沢市と連携協定を締結し，教育や人材の育成・交流，ものづくり施策，環境保全，歴史伝統文化の保全・継承，コミュニティ活動に関することなどの活動を展開している。また，平成19年1月には中国の杭州職業技術学院，平成21年7月には同じく大連職業技術学院，平成24年6月には同じく大連工業大学と学術交流に関する連携協定を締結し，教職員や学生の交流を行い，国際性を育む教育の場を広げている。

学内では e-learning 学習環境の充実をはかり，また平成20年4月には，校長の下に技術職員を組織化して技術教育支援センターを設置し，機械制御班，電気電子情報班，建設環境物質班の3班体制で技術教育支援を行っている。

遠距離の学生のために学寮が設置されており，男子寮3棟及び平成22年11月に竣工した女子寮は，教育寮として寮生の人間形成の場となっている。

平成23年1月には，キャラバンカー「サイエンシャ」を導入し，実験機材や展示物品を搭載し，津幡町，内灘町，金沢市をはじめ県内の小中学校等での出前講座などに活用している。

平成25年度の科学研究費の採択件数は，継続を含めて32件であり，技術職員の奨励研究でも平成17年度以降，毎年1~2名が採択されるなど教育・研究の両分野において優れた成果を残している。平成25年度には24年度補正予算で研究設備（30システム）が新規に導入され，教員・学生の研究・教育環境の整備が行われた。これらの設備は，本校の教育研究はもちろんのこと，社会貢献や地域の企業等からの共同研究・受託研究などにも積極的に活用することとしている。

ii 目的（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

本校の基本理念，教育理念，そして教育目標は，平成 16 年 4 月からの独立行政法人化を前に，中期目標・中期計画策定委員会において確認と見直しを含めた検討が行われた。すなわち，教育研究の高度化，個性化，活性化を目的に導入される競争的環境の中で，高等教育機関として，学生に対しまして社会に対して何をどのようになさねばならないかについて原点に立ち返り議論を重ね，本校の基本理念，教育理念，本科および専攻科の教育目標が定められた（自己点検評価書第 4 報）。その後，日本技術者教育認定機構（JABEE），大学評価・学位授与機構が定める評価の動向に沿いながら，平成 18 年度に設定された新たな学習目標に合わせて，教育目標は，養成すべき人材像として位置づけることになった。その後，平成 18 年 12 月の教育基本法の改正，平成 19 年度の学校教育法の改正を受けて，「本校はその目的を実現するための教育を行い，その成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする」ことを学則に明記した。さらに，平成 20 年度の高等専門学校設置基準の改正を受けて，本校の基本理念，養成すべき人材像等，教育上の目的を「教育理念，教育・運営方針並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める規程」として制定した。

1 石川高専の使命

本校はその使命として「石川工業高等専門学校は，人間性に富み，創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を基本理念として掲げている。

2 石川高専の教育理念および養成すべき人材像

石川高専の教育理念と養成すべき人材像は次の通りである。教育理念は，技術者・工学者としてあるべき姿を示すものとして作成され，本校の教育活動はこれを達成すべく展開されるものである。また，養成すべき人材像は，教育理念をさらに具体的に明示したものであり，これらのうち(1)，(2)は教育理念 1 に，(3)，(4)は教育理念 2 に，(5)～(8)は教育理念 3 に，(9)，(10)は教育理念 4 に対応して定められたものである。

○ 石川工業高等専門学校の教育理念

1. 豊かな教養と誠実な人間性を育む教育
2. 創造的な能力と意欲を育む教育
3. 高度な科学技術に対応できる実践力を育む教育
4. 地域社会への関心と国際的な視野を育む教育

○ 養成すべき人材像

- (1) 幅広い視野を持ち，国際社会や地球環境を理解できる技術者
- (2) 社会的責任感と技術者としての倫理観を備えた技術者
- (3) 問題や課題に取り組み完遂するための気概と指導力，協調性を備えた技術者
- (4) 好奇心や目的意識・職業意識が旺盛で，十分な意欲を持つ技術者
- (5) 確実な基礎学力と体験や実技を通して備えた実践力を持つ技術者
- (6) 自ら問題を解決する能力（事象の理解，問題の発見，課題の設定・解決）を持つ技術者
- (7) 学習や研究の成果を論理的に記述し，発表し，討議する能力を持つ技術者
- (8) 学んだ知識を柔軟に活用できる応用力を持つ技術者
- (9) 地域との交流を通して積極的な社会参加の意識を持つ技術者
- (10) 相互理解の上に立ったコミュニケーション能力を持つ技術者

3 石川高専の学習目標（卒業（修了）時に身に付ける学力，資質・能力）

石川高専の学習目標は教育理念に基づいて、これを分かりやすく示し、達成可能であり、かつ達成状況を具体的に検証できるものとして、平成 18 年 1 月に将来構想計画委員会において提案された。これらは従来の教育目標を踏まえ、本校の教育理念に沿って定められたものである。平成 19 年度のアドミッション・ポリシーの策定、入学予定者への周知などは、この新たな学習目標に基づいて行われた。

○ 準学士課程の学習目標

1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。
2. 意欲的・実践的に、ものづくりや課題の解決に最後まで取り組むことができる。
3. 幅広い視点から自らの立場を理解し、社会や環境に配慮できる。
4. 自分の考えを正しく表現し、公正に意見を交換することができる。

○ 準学士課程の各学科の学習目標

機械工学科： 材料，エネルギー，計測制御，生産加工などの知識と技術を習得し，広い分野における「ものづくり」に応用することができる。

電気工学科： エネルギー，エレクトロニクス，制御，通信，コンピュータなどの知識と技術を習得し，「ものづくり」や課題の解決に応用できる。

電子情報工学科： 情報・電子・通信などの基礎知識と技術を習得し，システム設計・開発を行うことができる。

環境都市工学科： 暮らしを支える施設の整備，防災，環境保全に関する知識を習得し，より良い都市づくりを目的とした課題に対処することができる。

建築学科： 建築を取りまく文化や技術の基礎知識を習得し，住生活から地域・都市環境にわたる建築への様々な課題の解決に応用できる。

○ 専攻科課程の学習目標

- A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り，たゆまず努力することができる。
- B. 問題を発見・提起し，修得した技術に関する知識や理論によって解析し，解決までできる。
- C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち，社会や自然環境に配慮できる。
- D. 実践的な体験をとおして，地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる。
- E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ，論理的な記述・発表ができる。

○ 専攻科課程の各専攻の学習目標

電子機械工学専攻： 機械，電気，電子，情報などの専門分野に関する高度な技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。

環境建設工学専攻： 快適な生活空間を設計する居住計画，都市計画などの専門分野に関する生活・住環境に優しい技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。

iii 自己評価の概要（対象高等専門学校から提出された自己評価書から転載）

基準 1 高等専門学校の目的

本校の使命としての基本方針，教育研究活動を実施する上での基本方針としての教育理念および養成すべき人材像，達成しようとしている基本的な成果として準学士課程と専攻科課程の学習目標が明確に定められている。

本校の学則には，石川工業高等専門学校が定める目的が学校教育法第 115 条に沿ったものとして定められ，基本理念および準学士課程と専攻科課程の学習目標のそれぞれが学校教育法第 115 条に定められている「深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成」に適合していることが示されている。

本校の教育理念とともに，学生にとって特に重要な学習目標は，さまざまな方法と機会を通じて周知を徹底している。周知の状況を把握するために教員，事務職員および技術職員，学生を対象とするアンケートを実施している。アンケート結果から教員への周知は十分になされていると判断されるが，学生に対しては一部周知が徹底していないと思われる面があり，今後，さらに周知度を向上させる取り組みが必要と考えている。

本校の教育の目的は，学校要覧，学生募集要項，ウェブサイト等を通して，広く社会一般に公表されている。

基準 2 教育組織（実施体制）

学科構成は工学の幅広い分野を網羅する機械工学，電気工学，電子情報工学，環境都市工学，建築学の 5 学科により体系的に構成され，教育の目的を達成するよう十分配慮したものとなっており，学校教育法に適合し，またその内容と目的が本校の準学士課程の学習目標と整合性が取れ，適切なものとなっている。専攻科を構成する 2 専攻は，準学士課程の 5 学科の専門分野を基盤とし，その上に各学科の専門分野を複合・融合する形で体系的に構成されており，専攻科は準学士課程の卒業生を対象にして「精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的」とした教育研究を行っており，学校教育法に適合している。また，本校における専攻科の学習目標とも整合性がとれている。

本校における全学的なセンターとして，情報処理センターおよびトライアル研究センターが設置され，情報処理教育および総合技術開発能力のある学生の育成の場として活用されており，高度な科学技術の教育・研究推進の中核施設として必要不可欠なものとなっている。特に情報処理センターでは近年 e-learning システムを導入するなど，同センターは本校の教育の目的を達成するために不可欠なものとなっている。

教育課程全体を有効に展開するための企画調整・検討・運営体制として将来構想計画委員会，総合企画会議，教務委員会などが整備され，教育・学習の計画，実施・運用，点検，改善・見直しの活動がなされている。また，校長を頂点とした組織の責任体制も明確である。委員会は，毎月定例で会議を開催し，教育課程などの重要事項の審議をはじめとする活動が適切に行われ，その結果は教員に周知されている。

教員間ネットワーク委員会を中心に，一般科目担当教員と専門学科教員の間で科目ごとの連携，専門科目担当教員間の連携が構築され，それぞれの活動がシラバスの改定など教育改善につながっている。

学級担任制度が整備され，教員マニュアルにしたがって適正な活動を行っており，その活動状況は活動報告書によって示されている。

学生課は学生係・教務係を中心として学級担任の補助にあたり，学級担任の役割を定めた教員マニュアルも学級担任の教育活動に対する支援といえる。

基準 3 教員及び教育支援者等

一般科目担当教員は専任教員 24 人（高等専門学校設置基準による定員数は 22 人）と非常勤講師 27 人から構

成されており、また、教育課程表に配当された科目構成に対してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあつては専門分野や担当時間数の均衡化にも配慮している。」また、海外大学出身者教員を配置するなど、一般科目の学習目標達成のために適切な教員配置を行っている。修士以上の学歴を持つ教員の割合が極めて高く（96%、23人/24人）、平成25年度科学研究費補助金の採択率も高い（30%、7人/23人）。

専門科目担当教員は助教を含め5学科で50人が配置されている。専門科目では特に学習目標「1.基礎学力と専門知識」、「2.課題の解決」を達成するために構成された教育課程を教えるに十分な資格を持つ教員によって構成されている。

専攻科では、一般科目、専門共通科目、専門展開科目を配備し、専攻科課程の学習目標を十分に達成するための教育課程を構築している。専攻科を担当する教員は博士の学位を有する講師以上の常勤教員が主体であり、平成24年度に大学評価・学位授与機構による再審査を受け、「適」の認定を受けている。この教育課程は、教員の専門分野や担当授業科目数の均衡化等を配慮し、適切な教員配置のもとに実施されている。

教員組織の活動をより活性化するため、教員採用においては公募制を導入しており、職位の均衡化に配慮した選考が行われている。また、実践的な教育を施すため、教育経歴および実務経験のある教員採用を行うとともに、博士の学位取得者数を高める努力を行っている。学生の国際性向上を図るため、海外大学出身者教員を採用している。

採用や昇格に関する手続きの規定および教員選考に係る処理フローは明確かつ適切に定められ、適切な運用がなされている。採用審査に際しては模擬授業を課して教育能力の評価を行っている。昇格に際しても、採用に準じた規定が適用されるほか、所属学科の教授による教育能力の評価が行われている。

教員の教育活動を評価する委員会として教育業績評価委員会が設置されており、評価結果による優秀教員の表彰を行っている。

事務部は総務課と学生課の2課から構成され、教育課程の展開に直接的に関係するのは、学生課の教務係、図書・情報係および技術職員である。教務係では、授業、成績、異動、履修などの教育支援を、図書・情報係では教育・研究に必要な文献の管理および貸出、学術情報の提供を行っている。一部の業務では、学内LANを活用したオンラインシステムを構築し処理の効率化を図っている。技術職員は、学生の演習・実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を行うため、専門性を考慮して適切に配属されている。

以上のことから、本校において編成された教育課程を展開するのに必要な教員および教育支援者等が適切に配置されている。

基準4 学生の受入

本校では教育目的、教育理念および具体的な学習目標を定めており、それに沿ってアドミッション・ポリシーを明確に定めている。本校ウェブサイトに入学者選抜方針を明記し、教職員に周知するとともに社会に公表している。中学校訪問、中学校教員との懇談会、体験入学、オープンカレッジ、学校説明会、中学生向け公開講座などを通して将来の学生への周知を図っている。

準学士課程、4年次編入学、および専攻科学士課程の各受入についてアドミッション・ポリシーが明示されており、いずれも選抜方針が募集要項に明確に記載されている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについては入学試験委員会で検討され、改善が図られている。

またアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかについては、入学試験委員会で分析・検証を行い、選抜の改善に役立つよう組織的・継続的に議論が行われるよう配慮されている。

また実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況にはなっていない。

基準5 教育内容及び方法

(準学士課程)

本校の教育課程は、学校教育法ならびに高等専門学校設置基準と、本校が定めている「教育理念」、「学習目標」に則しており、授業カリキュラムは学習目標を達成できるように編成されている。科目の授業形態も学習目標を達成できるようにバランス良く配慮され、授業毎に学習目標を達成するための教材の工夫や情報機器の活用、そして学外実習やPBLによる創造性の涵養等の取組みがなされている。また学生の多様なニーズや社会の動向に配慮して、卒業・修了生、就職先企業にアンケート調査を行い教育課程の適切さを検討し改善をしていく取組みもなされている。

シラバスは学習目標に沿って作成されている。試験問題はシラバスに記載した「学生の到達目標」に沿って作成され、学生の当該科目の達成状況を確実に評価できるシステムとなっている。

成績評価・単位認定、進級・卒業・修了認定については、その方法を学生便覧に記載し、年度初めにおいてオリエンテーションや説明会を設けて学生に周知している。さらに試験の翌週に学生からの異議申し立ての機会を設けている。各科目の成績評価方法はシラバスに具体的に記載され、それに従って厳格に成績評価を行い、学年度末において、全教員参加の進級判定会議ならびに卒業・修了判定会議にて慎重に審議されている。

以上の他に準学士課程では、生活指導、課外活動、ホームルーム等により豊かな人間性を育むよう配慮するとともに、海外からの留学生や編入学生に対する支援も行われている。

(専攻科課程)

専攻科課程においても、本校の「教育理念」および専攻科に設定した「学習目標」に則して、授業カリキュラムが編成されている。学習目標の達成のため、バランス良い授業形態になるよう配慮され、準学士課程との繋がりも考慮されたカリキュラム体系となっている。授業毎での教材の工夫や情報機器の活用、社会性を育む長期インターンシップや国際性を意識できる語学教育、チームプロジェクトやPBLによる創造性の涵養等の取組みがなされている。学生の多様なニーズや社会の動向に配慮して、修了生や就職先企業にアンケート調査を行い教育課程の適切さを検討し改善していく取組みを行っている。

学習目標に沿ってシラバスが作成されており、学習内容、評価方法や達成状況を学生自身が確認できる。また、成績評価・単位認定、修了認定方法は、学生に配布する学生便覧や「専攻科履修の手引き」に記載し、年度初めのガイダンスなどで周知している。各科目の成績評価方法はシラバスに基づいて厳格に成績評価を行い、学年度末において全教員参加の進級判定会議ならびに修了判定会議にて慎重に審議されている。

学生の研究指導では、指導教員体制、予算処置等の支援、適切な研究テーマの設定がなされている。研究成果は公に発表されており、専攻科課程にふさわしい研究指導が行われている。

基準6 教育の成果

本校では、目的に沿って、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとにその達成要件の認定に関する規定を定めて、目的に沿った形で、養成する人物像、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに配置された授業科目の単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況、あるいは準学士課程・卒業研究、専攻科課程・特別研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が十分に上がっている。

卒業（修了）後の進路先は、学生が希望する企業や大学であり、教育の目的において意図する能力を十分に活用できる企業や大学である。この観点から、教育の目的において意図している養成しようとする人物像等に

ついて、就職や進学等の卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

学生が行う学習達成度調査の達成状況を確認した結果、準学士課程および専攻科課程ともに、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成度は、4点満点評価中、全体平均で2.7点以上の評価が得られていることから、学校の意図する教育の成果や効果が上がっている。

卒業（修了）生や進路先および大学などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取する取組を実施しており、その結果から判断して、本校として期待する教育の成果や効果が上がっている。なお、修了生によるアンケート結果では、低い評価になっている専攻科課程の修了時に身に付ける学力や資質・能力Cの語学力については、修了要件をTOEIC 400点相当が必要であるとし、英語力向上を図った。来年度からTOEICの単位化および、4年生全員が参加する海外研修を予定している。

基準7 学生支援等

仮入学及び入学後から、各学年に応じた学習ガイダンスが整備・実施されるとともに選択科目履修時にもガイダンスが行われている。オフィスアワー等により、学習を進める上での相談・助言体制が整備されている。教員マニュアルが配布され、学習に対する指導・助言方法が例示されている。

図書館、情報処理センター、実習工場、実験室および教室等、自主的学習環境が整備され、活用されている。また福利厚生施設やコミュニケーションスペースなどキャンパス生活環境等が整備され、利用されている。オフィスアワー、授業アンケート、担任や学科主任の指導などさまざまな方法を通して、学習支援のニーズを把握する体制が整えられている。学習支援に関する学生のニーズは適切に把握されている。

TOEIC IPテストや各種資格試験の受験を奨励し、また学科単位でサポートを行っている。図書館、情報処理センターが受験のための自主学習を支援している。資格試験や検定試験、外国留学のための支援体制が整備され、機能している。留学生に関しては、教員およびチューターによる支援体制が整備されている。編入学生に関しては、入学前に登校日を設け、教科担当教員、担任による個別指導を行っている。

クラブ・同好会に関しては教員および事務職員が活動を支援している。費用や活動場所などに関しても十分に組織として整備されている。学生会に関しては、学生主事を中心とした教職員（学生支援委員会）が分担して支援している。

学生相談室・学級担任・KOSEN健康相談室などにより、学生の生活面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備されている。奨学金や授業料免除等の経済面に係る支援体制について周知されており、十分な支援実績が存在する。

保健室・学生相談室において支援を必要とする学生の把握を行い、外部の専門家であるカウンセラーの支援を得て、学級担任・学科主任等に対し、指導・助言を行う体制が確立している。また、学科主任は校長ヒアリングにおいて支援が必要とされる学生の状況を報告し、相談体制の整備や施設・設備面での改善の必要性についても意見具申を行っている。FD研修会において発達障害に対する学習会を行い、支援のあり方について学んでいる。

学生寮は、通学困難な入寮希望者全員を収容できる定員を備えている。居室、自習室、談話室、学習室などにより、学生の生活や勉学の支援もなされている。寮務委員会委員や当直教職員による日常の安全管理、健康管理、厚生補導が行われるなど、良好に運営され有効に機能している。

企業等の見学・進路支援講演会等により、必要なキャリア教育を実施している。学生は、整理された進路資料を随時閲覧できる。保護者とは、懇談会等を通じて緊密に意思疎通を図っている。進路の決定に際しては、進路担当教員による学生とのきめ細かな面談指導が行われている。卒業生に対する再就職支援について、本校と石川県が協定を締結し、卒業生の相談に対応できる窓口を設けている。

基準 8 施設・設備

本校の敷地、各種施設は高等専門学校設置基準の「施設および設備等」の条件を満たしており、また本校の教育目標および教育課程に対応している。また、バリアフリーおよび環境にも配慮した構成になっている。学内ネットワークは、情報処理演習室の同時授業に堪えうる速度を有している。また、学外接続、学内接続ともに十分にセキュリティに配慮されたネットワークが構築されている。図書館についても、各専門学科の要求を取り入れ、その充実を図るとともに、電子ジャーナルを積極的に導入している。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育活動の実態を示すデータや資料は、授業の計画と実施に関するもの(シラバス、成績評価資料など)、学生の活動に関するもの(課外活動、進路状況など)、教員に関するもの(授業評価アンケート、研究活動など)、学校の体制に関するもの(教育課程、入学試験など)と分類され、それぞれの性質に応じて学生課教務係及び学生係、総務課企画・地域連携係を中心に、定められた部署が収集保管している。また、収集・蓄積されたデータや資料に基づき、様々な視点から教育活動の実態を適切に評価できる体制が整備されている。

学生の意見聴取は、「授業方法改善のためのアンケート」として毎年2回全ての科目について実施されている。また、アンケートの集計結果は各教員にフィードバックされ、授業方法を改善している。学生の満足度調査、卒業生や進路先の企業からの意見の聴取なども定期的に行い、集計結果は自己点検評価報告書で公開するなどして、情報開示にも積極的に取り組んでいる。

各種の評価を教育の質の向上に結びつけるシステムは将来構想計画委員会各部会、将来構想計画委員会、総合企画会議という一連の流れがそれに相当する。また、学生による達成度評価による教育の見直しも行われている。

個々の教員はそれぞれに授業の質の向上を図り、授業方法の改善等を行っている。本校には特別教育研究経費、教材開発費の制度が敷かれ、その応募状況も活発である。これらの制度は、教員の授業改善を支援するとともに、学校がその状況を把握する役割を果たしている。その報告会も行われ、それに伴って、それぞれの授業の工夫や開発した教材などを収集する体制が整いつつある。

教員の研究分野を活かした卒業研究・特別研究が行われていること、教科書等の執筆状況、学生と共著の論文発表の状況、教育学会および教育研究集会等での発表状況が示されている。

ファカルティ・ディベロップメントはFD委員会が中心となって行っており、その主な活動は、FD研修会の開催、学生による授業評価アンケートとそのフィードバック、公開授業とそのフィードバックなどである。これらは組織として実施されており、その一環である授業評価アンケートに基づいて各教員が授業を改善していくシステムが整っており、その改善効果も著しい。

教育支援者たる技術職員に対する研修に関する体制として「技術教育支援センター」が明確に位置づけられている。また、教育支援者たる技術職員および事務職員に対して研修が実施されている。

基準 10 財務

本校では、教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有しており、「授業料・入学料・検定料」収入と年度ごとに変動はあるものの「外部資金等」収入、更に「運営費交付金等」を加えた経常的収入については、継続的に確保されている。

財務上の基礎となる予算については、適切な収支バランスの把握のもと総合企画会議及び運営会議で活発に審議し、関係者に明示している。また、収支については、財務会計システムで一元管理されており、収入に基づき予算を配分し、予算の範囲内で執行を行っているため、支出超過となっていない。さらに、教育研究活動

の目的・目標を効果的に達成するために校長裁量経費を設け、その内容の主なものとして「特別教育研究経費」及び「教材開発経費」があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに資源の配分を行っている。

財務諸表等については、機構本部に提出し、適正な形で公表されている。また、機構本部による監事監査及び内部監査等、財務に対しての会計監査等が適正に行われている。

基準 11 管理運営

校長、副校長、主事の役割が明確に規定されている。学校の目的を達成するため、総合企画会議で発議され、各種委員会で具体的に検討された事項は、本校の意思決定機関である運営会議に諮られ決定され、校長のリーダーシップの下、着実に実行されている。管理運営に係る各種委員会、事務組織の役割も明確に規定されており、効率的にその運営がなされるようになっている。危機管理については、危機管理室を設置し、危機管理マニュアルを整備し、その見直しを不断に行い、危機管理に係る体制整備を行っている。

自己点検・評価は、教育、研究、地域連携、国際交流など学校運営全般にわたって行われ、総合的観点から適切な自己点検・評価を行っている。また、評価結果は総合企画会議、運営会議へフィードバックされ、学校の目的達成のための教育改善システムが機能している。

外部評価については、運営諮問会議での提言、卒業生・地域企業・大学へのアンケート等の結果を積極的に取り入れ、学校運営に反映させるシステムを構築している。

本校の教育・研究活動の状況は、定期刊行物及びホームページを通して公開されており、教育活動の成果を広くわかりやすく社会に発信している。

iv 自己評価書等

対象高等専門学校から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201503/kousen/no6_1_3_jiko_ishikawa_k201503.pdf